

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(令和3年6月21日)

○ 平野貴之委員長

どうもおはようございます。時間前ですけれども、皆さん、そろわれましたので始めさせていただきますと思います。

それでは、インターネット中継を開始してください。

まず、注意事項ですけれども、マスクの着用によって収録音声がかきこえにくくなるのが想定されますので、発言の際には必ずマイクのスイッチをオンにして、マイク正面に近い位置から、なるべくはっきりとした口調でご発言いただきますようお願いいたします。

初めに、各派代表者会議及び広報広聴委員会において議長よりCTYにて放映予定のケーブルNewsと市議会だより6月号のため委員会の様子と集合写真を撮影したいとの提案がありました。そのため、部局の審査が終わった後のその他の事項の際に事務局職員が委員会の様子を撮影することを許可したいと思いますので、よろしくお願ひします。また、集合写真は、委員会終了後に撮影させていただきたいと思います。

審査順序についてですが、市民文化部、商工農水部の順で審査を行います。

なお、議案以外の事項としては、請願が1件と市民文化部で5件、商工農水部で1件の協議会がございます。いずれも当委員会中に扱ってまいりますので、よろしくお願ひします。

また、事項15の発議第4号に関しては、発議者の方に提案説明をしていただく関係で順序が前後する可能性がありますので、ご了承ください。

次に、今回の委員会中に新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきます。

ご提案は何かございますか、所管事務調査。

ないようですので、今回の会期中の所管事務調査は実施しないと。

○ 萩須智之委員

コロナ禍の中——市立四日市病院ってここの所管でしたっけね——去年の3月に、ちょうど前回の総務常任委員会の副委員長の豊田委員と一緒に邪魔して院長のお話を伺ったことがあるんですが、その後、うまく対応されてはきたんですが、当時のことを考えると、どうも、物資とかああいうのを県に頼っているところが多くて、市独自でそういうのをそ

ろえるという指揮官が見当たらなかったんです。その辺について、一度ちょっと所管事務調査なりで見ていただきたいんですけれども。

○ 平野貴之委員長

去年の3月に。

○ 萩須智之委員

一度、病院に伺って病院長と事務長とお話をしてきたんですけれども、その病院なりに物資をそろえるとかそういう発言権があまりないように感じたんです。あちこち回って、危機管理監なのか保健所長なのかって聞いていくと、ガウンを発注したりとかそういう権限がどこにもなかったということで、小林委員がよく言われてみえるように、危機管理監の権限がちょっと低いんじゃないかとかというような感じも受けたんですが、病院なりにどれくらいの権限があるのかなということも含めて、こういう非常時に対応するのに予備的にも必要だろう。ガウンなんかも使い捨てじゃなくて、オートクレーブなんかを買って殺菌して、もう一回使ったらどうかということも申し上げたんですけど、全く反応がなかったんですね。ということで、今後、この後、鳥インフルエンザとかもっとひどいのがはやった場合に、とても、これ、無理やなという感じを受けました。ですので、病院の、コロナだけでなく、全体の運営体制についてちょっと疑問を感じたもので提案させていただきますが、これは皆様のご判断に委ねます。

以上です。

○ 平野貴之委員長

市の権限がないというような状況は、今も変わっていないということですか。

これについて、ご意見あります方、賛成とか反対とか。

ちなみに、萩須委員、これは委員会中に調査したほうがいいということですか。

○ 萩須智之委員

こだわりません。

○ 平野貴之委員長

分かりました。じゃ、やることはやるとして、休会中にやるか、この委員会中にやるか、いかがでしょう。

休会中でいいよという方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

この委員会中にやるべきという方。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

ということですが、じゃ、ちょっと休会中の意見が多かったので、休会中にまず初めにこれをさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、そのようにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

ということで、この委員会中の所管事務調査はしないということで進めさせていただきます。

請願第1号 選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出
について

○ 平野貴之委員長

それでは、これより請願の審査を行ってまいります。

請願第1号選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出についてを議題といたします。

当請願は、えがおの会四日市代表、高橋伸明様より提出されたものであり、本日、請願

者に意見陳述のためお越しただいております。

請願審査の進め方についてですが、まず、請願者に意見陳述を行っていただき、請願者への質疑、理事者への質疑の時間を設けた後に、討論、採決を行う予定としております。

それでは、請願者の方は請願者席に移動してください。

本日は、お越しいただきまして、どうもありがとうございます。請願の趣旨をご説明いただき、その後、各委員より質疑をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、請願第1号について、朗読を事務局にまずは求めます。

(事務局朗読)

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、請願者の方に意見陳述を行っていただきたいと思います。

じゃ、陳述される方は挙手をお願いします。

じゃ、えがおの会四日市、代表の高橋代表、お願いします。

○ 請願者（高橋）

えがおの会四日市の高橋と申します。

月に一、二回、いろいろなテーマで勉強会を行っております。前回のテーマで、この選択的夫婦別姓に対する勉強会になり、その中で家内にもこの問題について聞いてみたところ、結婚した当初は、名前が変わることに対しては少し違和感があったんですけど、すぐに慣れて、むしろ新しい家族の一員になれて新しい気持ちで出発できたと言っております。また、ほかの夫婦にも聞いてみましたが、ほぼ同じような意見が多かったです。

この制度の問題点としては、夫婦別姓にとどまらず、親子、兄弟、姉妹も別姓になり、ごく普通の家庭で親子の名前が同じ家庭よりも、子供の福祉、利益が、非常に影響があると思われまます。例えば、親子、兄弟、姉妹で姓が違うことでいじめに遭ったりとか、家族の仲が悪いのだとレッテルを貼られたりするかもしれないことや、ほかにも、子供の姓をめぐる、夫婦、そして、両家の両親で名前を取り合ったりと、そのために子供を産む前から名前の心配で悩みが増えて子供を産むことをやめたり諦めたり家庭不和になったりしないかということが非常に危惧されます。

ここで、引き続き、えがおの会の橋本に代わっていきます。お願いいたします。

○ 平野貴之委員長

では、えがおの会四日市、橋本様、よろしく申し上げます。

○ 請願者（橋本）

橋本と申します。よろしくお願いいたします。

今回の請願の文章にも書かせていただいたんですけども、前回、勉強会をしたときに、この亀口先生という東大の名誉教授の先生が家庭問題に対する内容も発表されていて、それを私たちのメンバーが共有したんですけども、例えば児童虐待、19万件で過去最多、DV相談も13万件で過去最多、不登校も13万件で過去最多であると、非常に、私たちは、これ、深刻に受け止めました。

亀口先生は、この道40年やっぺらっしゃるんですけども、その中で、この心理的な安全性というものが低下しているというふうにおっしゃっていました。ですので、こういった問題を解決していくために、この亀口先生は家族療法というものをされていらっしゃるんですけども、果たして、この選択的夫婦別姓、これが家族のこの心理的な安全性、平たく言うと安心感ということになるのかなと思いますけれども、これを上げるものであればそれはやっていただいてもいいと思いますけれども、果たしてこの心理的な家族のこの安全性、安心感、そういったものを高めることができるのかということをお私たちは問題ではないかなと疑問に感じた次第です。

そして、次に、こちらが麗澤大学の八木先生なんかがおっしゃっていますけれども、既にいろんなところで結婚される前の旧姓の通称使用が可能になっていると、住民票、マイナンバー、パスポート、印鑑証明、免許証、間もなく保険証というふうになっています。弁護士、税理士、医師、看護師、こういったもので、結婚前のお名前が使えると。いろんな民間企業のほうも、労務行政研究所の調査結果ですけども、以前は旧姓使用30%ぐらい。今、倍以上という形で企業も努力されていらっしゃるということなんですね。

法制化の前に、実は、これ、私たちも、前回の勉強会、1か月ぐらいの勉強会で初めて知ったというか、こんなに旧姓が使えるものなんだなということをお恥づかしながら私たちは知らなかったんですけども、これがもっと知られていって認知されることが法制化よりも先に必要ではないのかなということを感じました。

先ほど、高橋さんの奥さんのお話もありましたが、ちょっと補足ですけれども、7割ぐらいの方が、結婚されて新しい人生、新しい自分が始まるという肯定的な、むしろ喜びだというふうに、そういうアンケート結果があります。内閣府の調査ですね。

高橋さんの奥さんは、最初、今まで使っていた、呼ばれていた名前と変わるので違和感があったというふうに高橋さんの奥さんは思われたけれども、しかし、新しい人生が始まるという、結局こちらにスライドしていかれたので、7割以上の方が、こちらの2割の方も含めて、積極的に受け止めていらっしゃるんじゃないかというふうに思います。この8%の部分、自分のアイデンティティーが失われたような感じを持つということに関しては、既にこの内容がいろんな形で法制化されているということです。

これ、ちょっとお聞きしたんですけれども、1142個の法律を変えているということですね。総務省の情報ですけれども、このような通称使用を可能にするために、1000個以上の法律を既にもう変えて国としては取り組んでいらっしゃるということで、これをよくまずは利用していただいて、その上で不都合があれば法制化ということがいいのではないかなということをお思います。

こちらが、選択的夫婦別姓にとどまらないところが私たちは気になっています。夫婦のお名前が変わってしまうと、子供がお二人いれば、どちらかのお名前が親と一緒にではないと。子供が1人の場合でも、どちらかの親と名前と一緒にではない。子供が複数になった場合に、じゃ、その2人の子供の名前をどうするのかという問題が出てくるとお思います。家族名がなくなってしまうということで、今の現行の民法の制度は、いわゆる例えば奥さんと結婚するとしたら、他人の方を同じ戸籍に入れることによって、同じこの血のつながりというんでしょうか、同じ家族にする。他人だった方を家族にするような制度に対して、この選択的夫婦別姓から受けるイメージというのは、家族だった人を他人にしてしまうような、そういうイメージがあります。

もう一つ、法制化による、訴訟が肯定化されてしまうということは非常に懸念しています。これが法制化されてしまった場合に、例えば、夫婦のお名前をめぐって訴訟が起きる、あるいは、親子の名前をもって訴訟が起きるということが、法制化によって肯定化されるということも、ちょっと懸念をしております。

最近、選択的夫婦別姓に7割ぐらいの方が賛成なんだということで、一部の企業の方がそういう意見書を出していらっしゃるということも、最近知りました。その7割の内容を私たちは見たんですけれども、1番目が、自分は夫婦同姓がよいと、ほかの夫婦も同姓が

よいと、これが14.4%。そして、2番目が、自分は夫婦同姓がよいと。しかし、ほかの夫婦は同姓でも別姓でも構わないというのが35%。3番目が、自分は夫婦別姓が選べるとよい。これ、別姓容認というんでしょうかね。ほかの夫婦は同姓でも異姓でも構わないと。現在、この7割と言われているのが、この2番目と3番目を足して7割を超えるというふうに主張されています。私たちが見た限りでは、1番、2番は、自分が夫婦同姓ということで、同姓の維持派と、50%以上ですね、別姓の容認が34.7%ではないのかなというふうに思います。そして、この民間調査は、50代以下の方なんです。ですから、60歳以降の方の意向が反映されていないという問題もあるというふうに考えております。

そのような意味で、選択的夫婦別姓のこの法制化については、これが本当に喫緊に必要なものであるのかどうか、その前に、先ほどの通称使用が十分にできる今の法制度がありますので、そちらがまだ十分に知られていないというふうに私たちも思いますので、それを知らせていくことがその前に必要なのではないかということをおもひまして、そういった意味で、この選択的夫婦別姓の法制化については、ぜひ慎重なご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

それでは、これより請願者の方に対する質疑を受けたいと思います。

質問のある方、挙手をお願いします。

○ 中村久雄委員

どうも今日はありがとうございます。

まず、ちょっと請願と関係ないんですけど、青少年の問題を取り扱うような勉強会のえがおの会。大体イメージで、そういう方って、結構年配の方が多いのかなと思いますけど、見られたら若い方なので、非常に今の子育て世代の方が集まって勉強会をされているのかなというイメージを受けたんですけど、大体組織は何人ぐらいで、あと、平均年齢はどれぐらいの方がいらっしゃいますか。

○ 請願者（橋本）

年齢層は、結構ばらばらで、年配の方もおられまして、私は、PTAのほうで家庭教育委員長をしていたり、今は学校のCS、コミュニティスクールの委員をしていたりしまして、もともとは異業種交流会というんでしょうか、看板屋さんだったり、魚屋さんだったり、そういうことの異業種交流会だったんですが、せっかくなのでいろんな勉強もしていこうという感じで、最近ちょっとコロナもあって、もうユーチューブにして、ユーチューブにすると20人、なかなか、今、実態では集まれているんですが、実態で集まっても十数人ぐらいでしょうかね。

○ 中村久雄委員

質問としてはこれだけなんですけど、この夫婦別姓の問題というのは、日本の培ってきた、本当に壊してはならない文化というので、だから、もう、家庭という一つの単位、社会の単位。今、市民文化部に来てもらっていますけど、自治会を存続させようという動きは、やはり、今、大きな、もう四日市でも、日本全国で問題になるけど、その自治会より小さい組や家庭、やっぱり家庭が基本なんでね、こういうのを、こういう制度というものを維持していかんたらん。何のために結婚するか。結婚式が何で昔は派手に行ってたって言ったら、やっぱり家と家を結びつける、そこでしがらみをつくって簡単に別れさせないようにしておったというような文化が脈々と受け継がれてきたというふうに思っています。

確かに、今、このグローバル社会になって、いろんな考え方が横行して行って、女性も活躍してほしい。家に入るということで、いろいろ弊害もあるけれども、それはその別の問題で、大事な文化として取っておくべき。これはずっと後世へ残しておきたい。ましてや、人間って独りでは生きていけへんじゃないですか。我々の上には先祖がおって、今、自分がおるわけや。これを何か、あと3代、4代、5代、続けて、これで消えてしまいそうな感じがするので、請願の願意は賛成なんですけど、というふうな意見を。もう質問のしようもないので、すみません、意見だけ述べさせていただきました。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 荻須智之委員

この夫婦別姓というのは、もともと日本国内からというよりは、外圧もあってという感じも受けるんですが、海外とかで夫婦別姓を推進しようという理由というのは何かご存じですか。

○ 請願者（橋本）

幾つか外国のこの制度で、婚姻制度、資料でもちらっと見たような気はするんですけども、各国の婚姻制度は、非常に多様な仕組みで、法制化されていないけれども夫に合わせるという文化がある国だとか、あるいは、別々の姓だけでも、家族名としては同じにするだとか、そういう中で、一つには、この別々を主張されるというのは、仕事上の不都合ですとかそういったことはあるのかなというふうには思います。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。私が解釈しているのは、中国、朝鮮文化では女性は物なので身分が低いんですね。ですから、嫁いでも、嫁ぎ先のかばねをもらえなかったんです。今でももらえないんです。だから、これは1000年以上昔から続いている女性差別の名残ということで、なぜ日本は、平安時代から女性が世界最初の随筆や長編恋愛小説を書いたぐらい地位が高い、教養もあるという国が、そんな劣った遅れたシステムを導入せなあかんのかと非常に不思議でたまらんですが、もうこれについて、確固とした答えをいただける方がみえないんです。ですから、はっきり言いますと、この表現は非常に柔らかくしていただいていますけど、絶対に許されないなというようなつもりではおって、意見表明の場ではないので、今、その理由についての認識をあまり持たれていないので、そういう認識を持たれたらどうかなということと、海外は確かに便宜的に便利なのはミドルネームがあります。それにミドルネームを書かれる方も見えたりして、そういうのは、日本は今後取り入れてもいいかなとは思っておりますけれども、ご主張された、中村委員も言われたように、家制度等について、やっぱり大切な問題という認識をしっかりと持っていらっしゃるということはいいことだと思います。

以上です。ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 小林博次委員

見せていただいた、聞かせていただいた資料ですけど、説明の中で、全世代に対するアンケート回答ではなくて、年齢が偏ったところの数字かなと、こんなふうに理解をしたわけです。日本国民全体で取るなら、数字は、もっと、夫婦別姓って言語道断やという考え方が普通で、進歩的と言われる人たちが便宜上別姓を使う。婚姻届は記述していても、通称何々という使い方を、これもあり得ることだと思うんですけど。

それと、家族制度が日本の場合と諸外国は全く違う。諸外国は、兄弟の子供も含めて家族として団結しているけど、日本の場合は、戦後、核家族化して、今は1人ずつばらばらになって、結果的には日本全体が衰退期に入って、放っておくと700年で日本人がゼロになる。これはNHKの統計調査で発表された数字なんですけど。夫婦別姓という考え方をもし取り入れたとすると、ただでも家族制度が不安定な中で、欧米のように大家族の中で別姓を取ってもさほど影響がない。欧米の場合、例えばイタリアですと、その家族が、日本語で言うと味噌汁の冷めない範疇に全部住んでいる。日本の場合は、子供が東京へ行ったり、帰ってこずにばらばらになっている。だから、もう構造が全然違う。全然違うのに格好だけ当てはめるといのはやっぱり違和感があるし、流れにはそぐっていないのかなと。そんなことがあるので、その辺の数字の提案の仕方と、それから、家族の捉え方、どんなふうに捉えているのかちょっとお聞かせいただくとありがたいと思います。

○ 請願者（橋本）

民間の調査においては、この50代以下というのがまず気になる場所ですので、こちらのデータは、ちょっと問題があるというふうに私たちは考えていますので、やはり内閣府の調査が、結婚に対する改姓に対して7割以上の方が改姓に対して積極的に受け止めているというこの内閣府の情報ですとか、あとは、こちらも内閣府の調査ですけども、6割以上の方が子供の福祉に対して何がしか好ましくない影響というものを懸念しておられるという情報がやはり信頼すべき情報なのかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

はい。

○ 平野貴之委員長

いいですか。

ほかに質問のある方。

○ 豊田祥司委員

ここに書かれているのは選択的夫婦別姓制度に対して慎重な検討をということですが、これまでも慎重な検討というのは行われてきたと思っているんです。その上で法整備というのは、先ほども千百幾つ変わってきているということで、旧姓の通称使用もどんどん認められている上で、物理的にまだ不利益が被られている方が数多くいるということで、選択的ですが夫婦別姓に動こうかというところまで来ていると思うんですが、先ほど同姓がいいという意味をずっとおっしゃられているのは、精神的な話で、物理的に確固たる不利益についてはなかなか説明になかったのかなと思うんですが、物理的な部分で不利益があるというところを、何か思っているところあればお聞きしたいなと思うんですが。

○ 請願者（橋本）

子供の福祉に関してということでしょうか。それとも、そのご夫婦の方に対して。

○ 豊田祥司委員

全体的な話で、子供のことでいいですし、精神論ではなくて物理的な話で何か不利益があるのかなというところで、何か思っているところがあればお聞きしたいなと思います。

○ 請願者（橋本）

お仕事をなさる上での旧姓、結婚前のお名前と結婚後のお名前での不都合については、例えば、いろんな資格のある方が、あるいは、論文を出されたりですとかそういった場合には、結婚によってお名前が変わってしまう前に出した論文と結婚後の論文の連続性、そのような問題が多分あると思いますが、今は、それもひもづけされていて、結婚前のお名前と結婚後のお名前の論文をひもづけてというふうには聞いております。

例えば、結婚される前のいろんな営業のお取引先があって、結婚後のお取引先で名前が

違ってしまうということも、職場においては、旧姓でお使いになることで、その不利益というのは改善されているのかなというふうに思います。

子供に対する福祉という面では、この辺、高橋のほうからお話ありましたけれども、一つは、やはりいじめの問題。例えば、いじめというのが私の認識では意外と小学生が多い。その小学生に対して、例えばこの選択的夫婦別姓ということは、なかなか説明がしづらい。多様性、自由、権利ということは、なかなか説明は難しいと思います。小学生であれば、感覚としては、仲がいい、あるいは、仲が悪いというのが一般的ではないかなと思います。両親の名前が違うことで、なぜお前のところの親の名前が違うんだとか、あるいは、なぜ兄弟で名前が違うんだということに対して、例えば小学生の次元であれば仲が悪いというような印象が与えられるんじゃないかと思います。私も実際にいじめを受けた1人で、カッターナイフでいろんなものをずたずたにされた経験がありますけれども、本当に他愛もない理由ですね、いじめというのは。理由にもならないような理由でいじめは起きています。名前が違うということは、やはり明確な違いになり得ますので、そういったことがあるのではないかと思います。

お話ししなかった部分で、私がこの選択的夫婦別姓になった場合の検討点というのでしょうか、例えば、私、コンビニである時期、店長をしていたんですけれども、通常であれば履歴書だけで面接をして採用が決まったりしますけれども、他人の住所を知っている人が、そのうちの別の別姓の者であると言って履歴書を悪用する可能性があります。その場合に確認するのに住民票が必要になると思います。そうすると、雇用主もアルバイトする人も住民票が必要で、さらに、行政にもその住民票の発行の手続が生じてきます。そして、ある時期、私、公務員だった時代の郵便局でアルバイトをしたこともあるんですが、従来ですと家の表札、あるいは、通例的にこのうちに何を届けるということが郵便局では可能です。それが、例えば選択的夫婦別姓になった場合に外からではその家族の中にどのような別姓の方がいるのか分からないという問題が生じます。そのために、郵便物を正確に続けるためには住民票などの個人情報に当たるものを郵政職員に渡してもいいのかという問題。あるいは、宅配業者も郵便のようなメール便というものを扱っているところがあります。そういったところに、住民票に近い個人情報を渡していいのかという問題も生じてくると思います。

選択的夫婦別姓が進んで例えば20年後、2世代目とか、40年後には3世代目になっていると思いますけれども、そのときの家族の福祉がどうなっているのか、子供の福祉がどう

なっているのか。

あるいは、自分の名前が選べてしまうということによって、例えば学校のクラスである特定の人気の名前が自分の家系の中にあれば、その特定の名前が増える可能性もあると思います。

さらに、兄弟間の別姓もあった場合に、これもまた、住民票に近いような個人情報を学校に持たせていいのかどうかというそういった問題も生じるのではないかということ 생각합니다。

以上です。

○ 豊田祥司委員

分かりました。

ただ、子供の件に関しては、その制度が一般的になれば、夫婦別姓というのが、それは子供は順応に対応していくでしょうし、今のほうが、逆に、いじめという意味では、先ほども言われていましたけれども、いじめという意味では強く現れてくるんじゃないかなというのちょっと思いました。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 萩須智之委員

さっきの質問に対して、物理的に判子が二つ要るじゃないですか、倍。一つの家庭にね。それ、言ってくださいね。

それと、アメリカのように個人主義で進歩的な国であるはずなんですが、そこがどうして同姓をとということは、下手すると、お父さん、お母さん、それぞれ5回ぐらい再婚していたりすると、ステップファミリーが多いものですから、その集団のアイデンティティーと分かりにくい言葉をよく使われますが、同一視認、身元ですね、身元を証明するのは、唯一、ファミリーネームだけなんですよ。だから使っていますやん。何でそれをわざわざ壊さなあかんのかということで、それも物理的な理由の一つなんですよ。

もっとがががん言ってください。すみません。

○ 平野貴之委員長

意見ということでした。

ほかに質問ある方。

○ 谷口周司委員

一つだけお願いいたします。

請願趣旨にも書かれているように、子供への心の影響をまず第一に考えるべきって、これ、もうごもっともだなと思っていまして、私もそこを一番やはり心配しているところでもあるんですけど。

先ほど、心理的安全性というのを少しフリップに出されて、その中にも、今現在かもしれませんが、DVとか、過去最大児童虐待、これは去年のデータかと思うんですけど、これ、ちょっと子供の安全性が第一というこの文言から、この心理的安全性、そして、そのデータ、もう少し詳しく結びつきを伝えていただくとありがたいなと思うんですけど、その辺、もう少し詳細に教えていただけますか。

○ 平野貴之委員長

心理的安全性につながると。

○ 谷口周司委員

つながりですね。

○ 平野貴之委員長

因果関係、つながり。

○ 請願者（橋本）

亀口先生がおっしゃるには、亀口先生は、アメリカのほうからの技術というんでしょうか、家族療法というのを40年取り組んでいらっしゃるんですけども、どういったものかといいますと、例えば児童虐待があって、ある例えば母親が子供を虐待してしまうと。あるいは、親御さんではなくて、お子さんが、いろんな、非行というんでしょうかね、暴力

行動を取ってしまうと。そういった場合に、従来ですと、そのお母さんだけをカウンセリングしていく、あるいは、その問題行動を起こすお子さんだけをカウンセリングしていく、これが一般的な考え方です。それに対して、亀口先生がおっしゃるには、そうではなくて、家族には共通した心理的安全性、安心感があるという共通点があって、これが本来の家族の在り方だと。そのために、一人一人じゃなくて、家族全員をカウンセリングすることによって、その問題行動というんでしょうかね、それがはるかに改善が早いというふうにおっしゃっています。

この家族療法を行う特殊な技術を持った人たちが、日本で、今、二、三万人ぐらいだったかな、そういうふうにいるんですけども、その個別にはではなくて、やっぱり家族全体、家族丸ごとの中に、このような安心感というか心理的安全性が育まれていれば、こういった問題も起きにくいけれども。それと、この選択的夫婦別姓を考えたときに、親御さんの名前が違って自分の兄弟の名前も違うことが起きた場合に、じゃ、その家族にいることの子供の安心感ですとか兄弟の安心感。何でも打ち解けて、自分の悩みや自分がいじめられていたんだとか、死のうとしたんだとか、そういうようなことを共有できるそういう関係性に、この夫婦別姓がなることができたなら、それは問題がないのかも分からないんですけども、そこの心配を、まだ私たちもしているということになります。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。この選択的夫婦別姓というのが進んでいくことによって、この心理的安全性という担保が失われていくんじゃないかというところですよ。それによって、子供に一番影響を与えてしまうのではないかというおそれがあるということで、その辺り、私もごもっともかなと思っておりますので、ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 森 智子委員

よろしく申し上げます。

今、心理的というところでお話があったんですけども、この選択制の夫婦別姓を導入されることによって期待されることの一つに、DVの減少があるかと思います。ご夫婦に

なってDVをされる加害者の方の多くというのは、婚姻によって同じ姓になることによって所有意識が生まれてしまう、そういうところでDVが起こってしまうという調査の報告もあるかと思うんですけれども、この辺については、どのようにお考えでしょうか。

○ 請願者（橋本）

私たちはDVの問題に対する勉強会を持ってはいないので明確にお答えすることは難しいと思うんですけれども、選択的、要するに、同じ姓であることによって所有意識が生まれて虐待が起きるという場合には、一つには、例えば離婚という形を取らざるを得ないですとか、そういったことはあり得るのかなというふうには思います。

あくまでも夫婦が同姓であって親子が同姓であるということは、その家族の絆の一つの裏づけの中の一つであるというふうには思うんですね。それそのものが家族の全てを守っているわけではないということも一理はあるというふうには思います。

ちょっと、今、申し上げられるのは、そこまでです。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。この請願の趣旨にも、家族をばらばらにするという、そういう可能性が懸念をされるというふうにありますけれども、先ほども紹介をされています内閣府の平成29年の世論調査の中でも、家族の一体感に影響がないと思うという意見もあり、また、弱まると思うという方たちの、倍以上の方がいらっしゃるということもありますし、また、実際、夫婦別姓で事実婚で生活をされている親御さんの元で育てられたお子さんのその気持ちというのは、別姓であることによって不都合がない、全く違和感がないと、普通である、それで育ってきているので普通であるというふうにおっしゃるお子さんたちもいらっしゃいますし、また、先ほどもお話がありました海外、夫婦別姓の国や地域におきましては、別姓が理由で社会問題が起きているということはないというふうに私は認識しておりますので、これは意見で、すみません。

○ 平野貴之委員長

意見でした。

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、理事者の方、何か補足説明ありますか。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

特にございません。

○ 平野貴之委員長

分かりました。

それでは、別段質疑もないようですので、質疑はこれで終了とします。

請願者の方は退室をお願いします。どうもありがとうございました。では、どうもお疲れさまでした。忘れ物のないように。

それでは、当請願について、討論、意見の表明等がございますか。

○ 森 智子委員

請願第1号選択制夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

いいですか。

○ 平野貴之委員長

どうぞ。

○ 森 智子委員

選択制夫婦別姓の制度は、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認めるという制度で、選べるというそういう制度であると思っております。皆が必ず別々の姓を名のることではなく、別々の姓を名のることを希望する場合には別々の姓を名のることができる、選択できるという制度であると思っております。

男女共同参画社会の中で女性が社会進出をしている。これが進む中で、働く既婚女性の

77%の方は、この制度に賛成をしておりますし、また、20代から40代の未婚の男女の方の約3割の方が夫婦別姓で結婚をしたいという、そういう調査の結果もございますので、この選択制で夫婦別姓が導入されると、姓が個人の呼称に過ぎなくなるんじゃないかというところも、海外においても夫婦別姓の国は、家族関係ばらばらではないというそういう結果が強いという調査も出ておりますし、また、別姓が理由で社会問題も起きていないというそういう現状がありますので、私は、この選択制夫婦別姓制度の法制化に対しては何ら問題はないと考えております。ですので、この請願第1号選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出についてに対して反対をさせていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに討論のある方。

○ 豊田祥司委員

私も請願第1号選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出について、反対の立場です。

やはり、今の多様化した世代に対しては、同姓じゃないと駄目だと、こういった風潮というのはやはりそぐわないのかなど。あくまでも選択的ですので、先ほど言われた不安な部分というのは、自分たちの選択、自己責任として、これもまた選べる制度ですし、今、同姓にしなければならないということで、事実婚、この方達が一番不利益を被っている方たちなので、そういった今現在不利益を被っている方たちがいるという状況を解消するためにも、いち早くこれはするべきだと考えていますので、反対の立場で討論させていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに討論のある方。

○ 萩須智之委員

なら結婚しなければいいということになってしまうんですけども。結婚ということ自体が、今、同性婚なんかで問題になってくるんですけど、遺産相続とかそういう法的な個人に対するメリットも絡んできますということで、それは今までの家制度、家族制度にの

っとしてやってきた法制も全て手を加えていかなければならなくなってくると思うんです。

それに対して、国民の多くがそこまで夫婦別姓を実行したいというふうに思っているようには、調査の仕方にもよるんでしょうけど、思えないですね。それよりもむしろ、国外から日本のよき伝統を破壊しようという圧力が働いているようにも感じますので、ここは一つ、今まで何千年、何万年と、このかばね制度をずっと取ってきたということをしっかり研究していただきたいなど。事実婚の方は何らかの理由で結婚ができないというのがあれば、致し方ない。それで、同姓じゃないから事実婚であることがばれるということは確かに不利益かも分かりませんが、これは夫婦別姓の理由にはならないと思います。ということで、私は、強くこの請願を支持するものであります。賛成の立場で述べました。

以上です。

○ 中村久雄委員

私も積極的にこの請願に賛成の立場であります。

先ほども言いましたけど、日本のこの伝統文化、いろんな時代が変わってきて、どんどん積極的に変えていかなあかんものと、これは絶対変えたらあかんぞ、普遍でこれは大事なんやというのは守っていかなあかん部分。というのは、もうこの問題は大きな問題。単に今の夫婦、だから、選択だからいいんやないのという意見もあるということやけど、これは、その次の世代、その次の世代とかかってくる問題。これ、戸籍にも本当に大きく影響していく問題で、この夫婦別姓だけで論じてどうやこうやというのは、大きな間違いかなと思います。

意見の中で、家に入ってくる部分で、家の奥さんを家の物やという形でDVが起こってくる。これはもう別の問題で、やはり人権という問題をしっかりと捉えていかなあかん問題やと思う。この夫婦別姓という問題と違うし。

先ほど説明にもありましたけど、いろんな形で法整備もされています。旧姓を名のることもできるし。それで、必要ならば家庭裁判所でしっかりとそういう手続も取ることもできる。非常にハードルは高いらしいですけども。そういうことも必要な方にはできるわけですよ。だから、わざわざそこに選択的、選択できるからええやないのという形で流れていったら今後の日本のためによくないというふうに強く感じますので、この請願には積極的に賛意を示したいと思います。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに討論のある方。

○ 小林博次委員

討論ではないんやけど、いきなり討論と言われるんでびっくりしておるんやけど。

この問題を、単に夫婦別姓、そこだけを捉えてみると若干まずいと思っているんやわ。夫婦別姓でいいよというアメリカ社会を見ると、これは、もう社会として崩壊している。夕方5時になると、もう、まちの中を歩けない。ところが、東部の白人社会になると、結婚して浮気してええよという、そんなこと全くない。だから、顔を見たら、そうすると、浮気に行ったり。日本の場合も、そういう現象が、今、起きてきている。

NHKのこの前の放送やと、子供の4人に1人が、その親のDNAを受け継いでいないと。だから他人の子供やということが。どうやって他人の子供になるのか分からんけど。何か結婚すると不倫したり、離婚したり。それが正しいことではないと思っているのやわ。そうすると、我々の生きざまそのものが、本当にそれでよかったのかということ、もう一回、これを機会にお互いが考えてみるということをしていくべきではないのかなと。

その上で、それと、もう一つ、例えば、日本の場合やと、勉強する一番ええところは東京。仕事する一番ええところは東京。だから、兄弟とか家族とか全部放ったらかして、そっちへ行って、介護の問題になると、今度は介護保険で天下の悪法をつくって、お互いが今度、これの負担で、とんでもない出費で、それこそ社会保障制度そのものが崩壊しつつある。そんなことを考えると、やっぱりこのままでええのかということをもう一遍考えてもらうということを含めて、この夫婦別姓という議論をするとき慎重に扱ってほしいなと、こういう気持ちに僕は賛同したいなと思っているの。

あまり回りくどいことを言うとかあれですけども、例えばイギリスでいろいろ調査報告があるんですけど、田舎に会社をつくらんと従業員が雇えない。働きに来ない。それを、もし日本、東京へつくったら、田舎から東京まで、例えばロンドンにつくったら田舎からロンドンまで引っ越して行って働くなんてことはないんです。ですから、地域社会が崩壊していない。そういうやっぱり現実を見たときに、単純に夫婦が別姓でそれでいいのかという、法律でそんなの決めていいのという、そんなことをやっぱり慎重に検討してもらわんとまずいのかなというふうに思うので、討論という気持ちじゃないけど。

○ 平野貴之委員長

意見表明という形で。

○ 小林博次委員

意見、こういう提案に対しての意見として、こういう意見あるよと。

○ 平野貴之委員長

分かりました。ありがとうございます。

ほかに。

○ 谷口周司委員

私も請願に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、反対の意見の中でも、これは選択できるから強制じゃないんだということとか、選択した人の自己責任だから不利益は仕方ないんじゃないかということもありましたけど、それを選択した当の本人たちはいいかもしれないですけど、やはり一番問題とされるのは子供への心の影響というところを第一に考えると、やはりそれだけで解決してしまっているのかなというのは疑問に思うところでもありますので、やはりこれは、この請願事項にもあるように、今回は選択的夫婦別姓制度に対して慎重なる検討ということですので、何もこれに対して反対せえとかそういうところじゃなくて、慎重なる検討をということであるならば、これは反対すべきものではないと思っておりますので、この請願には賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 後藤純子副委員長

私も請願第1号選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論いたします。

請願趣旨にもありますように、国でも戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏

まえて、家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮という点からも慎重なる検討を求めることは必要だと思しますので、賛成の立場から討論いたしました。

○ 平野貴之委員長

皆さん、発言されました。

もう討論、意見表明、ございませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、採決に移りたいと思います。

反対の表明もございましたので、挙手採決で行います。

請願第1号選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出について、採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

賛成多数であります。よって、本件は採択すべきものと決しました。

この結果を踏まえて、当委員会として意見書の提出を発議したいと考えております。

意見書案が作成できましたら確認の時間を設ける予定としておりますので、よろしくお願いたします。

[以上の経過により、請願第1号 選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 丹羽議会事務局主事

請願者の方から、事前に準備してもらっている案がありますので配らせていただきます。

○ 平野貴之委員長

では、今、ただいまより意見書の案を皆様に配付いたします。
確認してもらって、オーケーかどうかということですか。

○ 丹羽議会事務局主事

もうこの場で諮っていただいてもいいですし、後に回していただいても大丈夫だと思います。

○ 平野貴之委員長

今、意見書の案が配られております。
確認に時間が要りますか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

じゃ、午前11時5分まで休憩させていただきます。その後、この意見書をこれでいいかどうか確認させていただきたいと思いますので、取りあえず午前11時5分まで休憩。

10 : 59 休憩

11 : 07 再開

○ 平野貴之委員長

では、再開いたします。

手元に配付した選択的夫婦別姓制度に対しては慎重なる検討を求める意見書、ご確認いただいて問題なかったでしょうか、この内容で。

なければ、また、こちら、きちんとした紙に賛成していただいた方々の署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、理事者の入替えありますので、皆様、しばらくお待ちください。よろしいで

しょうか。

次に、市民文化部に係る議案の審査に入りたいと思います。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

本日は、一般会計補正予算をはじめ、大変多岐にわたる審査等について、よろしくお願いを申し上げます。

その中で、電気自動車の配備につきまして後ほど詳細な経過をご報告させていただきますが、今年度の予算を認めていただきましたが、当初予定をしていた事業者との交渉の結果、購入に至らなかったということ、大変申し訳なく思っております。

本日は、どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第17目 コミュニティ活動費

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費を議題といたします。

説明、お願いいたします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長兼市民生活課長の中根でございます。どうかよろしくお願いいたします。

資料のほうは、タブレットのホームのほうから、今日の会議、6月21日産業生活常任委員会、分科会、002市民文化部（追加資料）をお願いいたします。

○ 平野貴之委員長

いいですか。

お願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

恐れ入ります。私からは、補正予算のコミュニティ助成事業費補助金についてご説明をさせていただきます。

113分の5ページをお願いいたします。

5ページ、資料1の目的でございますが、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業であります一般コミュニティ助成事業を活用して、市民が自主的に行う活動を推進し、地域社会の健全な発展を図るための補助であります。

資料2に記載してございます内容でございますが、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備を助成対象とし、助成額は1件につき100万円以上250万円を上限としております。令和3年3月30日付で三重県を通じまして資料記載の5件について助成決定を受けました。この助成金につきましては、本市の予算を通して実施団体に補助金交付をする必要があることから、今回、1050万円の歳入及び歳出予算を補正させていただくものでございます。

6ページをお願いいたします。

一般コミュニティ助成事業の実績及び推移でございます。令和2年度と今年度、2か年の実績を記載してございます。

今年度につきましては、表の資料、中ほどから下のほうに記載してございますが、14件の申請に対しまして5件が採択され、助成決定通知を受けたところでございます。

7ページをお願いいたします。

参考資料としまして、一般コミュニティ助成事業の申請に係る本市における優先順位の考え方を資料の中ほどにお示しさせていただいております。

この優先順位の考え方につきましては、令和元年分申請から適用しておりまして、この助成金につきましては、毎年8月頃に助成対象事業の募集を行いまして、10月頃に本市分を取りまとめまして三重県に提出しておりますが、その際に優先順位をつけて提出すると

いう仕組みになっておりまして、その優先順位のつけ方の基準を定めているというものでございます。ただし、この基準に関わらず真に緊急の必要がある場合には、優先順位の判断基準に関わらず優先することとしております。

優先順位の判断基準といたしましては、1としまして、まずは申請回数の多いものを優先といたしますが、同一地区で複数申請がある場合につきましては、地区内申請者同士で優先順位を決め、2番目以降の申請は、他地区の申請を優先しております。

2として、申請回数が同じものにつきましては、①に記載したように、地域の伝統文化を優先し、次に、②先駆的な取組、次に、③その他資料に記載の内容という順番で優先順位をつけることとしております。

3といたしまして、さきに申し上げた1や2のような内容を考慮しても、なお同順位となる場合は、当該地区の過去の採択実績を比較して、少ないほうを優先するという基準にしております。

ページを移りまして、8ページをお願いいたします。

4としまして、先ほど申し上げた順に関わらず、前年度に事業を採択した地域は、他地区を優先することとしております。

最後に、5といたしまして、平成30年度以前の申請で未採択のものにつきましては、先ほど申し上げた同一地区で複数申請がある場合の2番目以降の申請は、他地区の申請を優先する基準や、前年度採択された地区は他地区を優先する基準は適用していないこととしております。

この最後申し上げたことが少しややこしいんですが、平成30年に同一地区から多数の応募をいただきました。そのことから平成30年度に委員会の協議会のほうで私どもの案をお示しさせていただきまして、先ほどまで申し上げた優先順位というのを令和元年分から適用したということございまして、それまでに申請があったものについてはこの基準を適用しないということを最後に申し上げた次第でございます。

あと、資料には判断基準による優先づけの事例を記載してございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら発言願います。

○ 中村久雄委員

まず、6ページのこの表ですけど、これは、上からこの優先順位をつけていって、点数の高いものから順番に並べていったやつですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

大変失礼しました。この表につきましては、それぞれの年度の一番上というものが、先ほど申し上げた基準に照らし合わせまして優先順位が高いというものでございます。

○ 中村久雄委員

ということは、令和3年度でしたら保々が一番高いというので、一番下、保々なんですけど、この順番で優先順位というか、四日市市が、ここには、だからうちの助成をしたほうが妥当やという順番にいつているのか、それとも、それは別に関係ないのか、どちらかなんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

こちらにつきましては、保々の場合ですと、これは回数が複数年申請いただいているところで、これが全て何が必要かということじゃなしに、回数とか事業の内容によって優先順位をつけさせていただいたというものでございます。

○ 中村久雄委員

何が言いたいかと言ったら、四日市市は、今までやっぱり伝統文化というのが非常に多く採択されているというので、ここに出てくる水沢さんの自治会の倉庫だとか、富田さんのコミュニティ活動に使うパソコンだとかいうのは、どうしても低くなってくる。ただ、これ、令和2年度も出されているので、そういう優先順位を、やはりこれ、何年か出していったら、こういう方の採用もちゃんとあるのかなと。今まで全くありませんのでね、伝統文化ばかりで。それを気にしているところです。ずっと一番下のほうに記載があるので、令和2年度も1回出してもらった。令和元年度はどうか分かりませんが、何回も出して

おるので優先順位が上がってきて、5年目には採択になるのかなと。四日市市からの後援をもらえるのかなというのを知りたいわけです。その辺は、いかがですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

おっしゃるように、先ほどの繰り返しになりますが、基準で申請回数を優先するということでもありますので、引き続きご申請いただければ助成を受ける対象となってくると思っております。

○ 中村久雄委員

分かりました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問は。

○ 荻須智之委員

まちづくり構想とかそういうのをやってきた中で、これ、三重短大の長友先生が何か発言されていてご自身から伺ったことあるんですけど、サッカーの長友のいところらしいんですけど、すごくいいなと思っていたんですが、だんだんちょっとしぼんでいったりとか、地区によっては年間57万円しか使えへんだとかが以前あったりとかで、地区間で、かなり差があるように思っているんですね。

それで、そのまちづくり構想のときにコンサルについていただいて思ったんですけど、こういうことはどうですかとか、こんなのがこの地区にあってとかということは、住民は素人なのでほとんど知らないんですね。ですから、そういう旗振りとか何かアドバイスをいただけるような仕組みがあるといいかなと思ったんです。私の大矢知地区も、ちょっと、今、ネタ切れでやることがなくなっているように思うんですが、私、個人的にはいろいろあるんですけど、そういうシステムというのは、どう指導されているのかちょっと伺いたいんですけども。あくまでも館長ご自身の判断によるのかなという気がしているんですけど、どうでしょう。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。

まず、今回補正をいただいておりますのは、各地域の自治会、あるいは、地域づくりの団体から助成をいただいております備品等について、私どもが県へ申請して、県が財団へして、それについて助成を受けたというものが、この事業でございます。

少しちょっと私の理解が悪いのか、荻須委員おっしゃっていただいたのは、もう一つは、地域づくりについて重要な視点であります館長権限予算、地域活動費についてご質問をいただいておりますということでございますでしょうか。

○ 荻須智之委員

それを例に出したという形なんですけど、例えば、祭りとかそういうのも、地域ではそんなに大切に思っていないけれども実はすごいでよとかそういうことを教えていただかないと、こういうのも上がってこなかったりすると思うんですよ。ですので、特にまちづくりとか、館長権限では、そのコンサルの動きが大きかったなということで、こういう伝統芸能の継承とか文化財保護についてのアドバイスをいただけるような形がないものかなと思ったものですから、これはやっぱり館長さんしかないですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

こちらについては、こういう募集を行う際には、地区市民センター館長を通じまして、地域の地区市民センターが発刊しておりますセンターだよりというもので募集をかけたところがございますが、委員おっしゃっていただいたその辺の観点を踏まえまして、今までも館長を通じて各種団体へ、こういう話がある、どうですかということはおるということですが、さらに徹底を図ってまいりたいと思っております。私どもが考えられるのは、そういうことかなと思っております。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。今後、館長に、より地域に密着していただいて、地域の事情をよく知っていただくということを期待して終わります。

○ 谷口周司委員

例年、2件とか3件とかだったと思うんですけど、今回、令和3年度は5件ついている

って、結構、過去にあまりなかったかなと思うんですけど、今回これだけついた理由とか、もし把握されていたら。今後もこれぐらいついてくれるとありがたいなと思うんですけど、見込みがあるのかどうか、その辺ちょっと教えていただけると。

○ 浅野市民生活課主幹

市民生活課の浅野でございます。

明確な答えというかは財団のほうからいただいているんですけども、これはもう推定になってしまうんですけども、財団のほうでこのコミュニティ助成事業だけでなくほかの事業もやっております、コロナの影響もございまして、そちらのほうがちよっとお金が使えない状況もあったんじゃないかなと。それによって、こちらのコミュニティ助成事業のほうに厚くついたという状況が考えられます。あくまでこちらは推定になってございます。

以上です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。じゃ、これが続くとは、なかなか。続いてくれるとありがたいけどというところなんですね。ありがとうございます。

ちょっと順番のところで、富田西町のところって、どんどん何か塩浜さんとか小山田とかにどんどん抜かれていっているんですけど、これは、昨年度、富田が取ったので今回は落ちているけど、令和4年としては、また順位が上がってくるということでもいいんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

中根でございます。

委員おっしゃるとおりでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

あと、もう一点だけ、ごめんなさい。

令和2年度に出されていた四郷さん、下二つあったと思うんですけど、これは、今年度はもう取り下げたということによろしいんですか。

○ 浅野市民生活課主幹

市民生活課の浅野でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○ 谷口周司委員

取り下げたんでしたらいいんですけど、出し忘れていたら、また、これ、1年遅れるとどんどん採択が遅れていくと思いますので、出されたところが、今回、出してこなかったら、多分確認等もされているかと思しますので。分かりました、ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 小林博次委員

資料請求をしたいんですけど、基本的に文化って、自分たちで金出し合って、自分たちで守り育てていくということが基本でないとあかんと思っているんですけど、こんなふうにお上のほうから宝くじで金を稼いだから補助してやるよという、宝くじがなかったらやめておくかというようなこんな仕組みはよくないと思っているんですけど、結論的に、もらえるものはもらっといてええなど。

ただ、どの地区で一体何を保存し守っていかうとしているのか、実態がちょっとよく分からん。例えば、大念仏で大きな太鼓、これやったら、何か所あって、どう守ろうとしているのか。あるいは、東海道の三大祭りの一つになった四日市の文化財、大入道とか、こういうものがどのぐらいあるのか。あるいは、鯨船も幾つかの地区にある。だから、ジャンル別に、そういうものを資料として一遍出してもらうわけにいかんか。時間がかかってもいいですけど。

○ 平野貴之委員長

これは採決には影響しない。

○ 小林博次委員

影響しない。

○ 平野貴之委員長

じゃ、今日、提出されなくても構わないというところですね。

○ 小林博次委員

はい。

○ 平野貴之委員長

そういうものですけど、資料、可能ですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

私ども市民生活課と文化振興課、それから、社会教育・文化財課と一度検討しまして、委員さんおっしゃられるような資料を調整させていただきたいと思います。お時間を少しさせていただきたいと思います。

○ 平野貴之委員長

よろしくお願いします。

ほかに質問、意見のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、別段質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論もないようですので、これより採決を行いたいと思います。

では、反対表明がありませんので、簡易採決とさせていただきます。

議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費については、可決すべきものとして議決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、地区市民センター機能強化事業（電気自動車配備）に付された附帯決議への対応についての報告を受けたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。引き続きよろしく申し上げます。

資料のほうは、9ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

地区市民センター電気自動車配備についてご報告をさせていただきます。

資料1に記載しておりますが、配備計画でございますが、本件につきましては、令和2年度からの総合計画において、環境への配慮及び災害時の非常用電源として、防災拠点や住民の避難施設となる地区市民センターに軽キャブバン型の電気自動車及び電源供給装置を配備することとしており、総合計画の推進計画におきまして、令和3年度である今年度は10台、来年度3台、令和5年度に11台、合わせて24台を各地区市民センターに1台ずつ配備する予定でございました。

この計画に基づきまして、本年度、電気自動車10台の配備予算額3100万円につきまして令和3年2月定例月議会当初予算審議の中で、予定している電気自動車が一般向けの販売は令和3年3月末までに生産する一定の台数になることや、4月以降は特定事業者向けの生産に限定されることから、審査の結果、附帯決議を付された形となっております。

この附帯決議の内容といたしましては、1、当事業に係る電気自動車の配備については、車両調達の見通し及び導入予定車種に変更が生じた場合の対応等に関し、議会に報告を行う中で取り進めること。2、電気自動車の配備に際しては、調達先と電気自動車を活用した災害連携協定の締結について検討を行うことというものになっております。

資料3の車両調達の見通しでございますが、予定している車両に関して、メーカーとの交渉経過や在庫状況について確認した経緯を説明させていただきます。

当初予算で配備を見込んでおりました電気自動車につきまして、生産中止になるのではないかというお話を議員のほうからいただき、審議をいただく前の令和3年3月1日に三菱自動車本社に直接電話で問合せをいたしました。担当は、地域・社会貢献推進室の担当者でございましたが、ミニキャブ・ミーブバンの一般向け生産は3月末までであり、4月以降、特定事業者への計画生産のみになる。4月以降も販売は継続するが、その時点の在庫限りとなるというお話でございました。この内容につきましては、予算常任委員会産業生活分科会及び同委員会の全体会の場でご説明をさせていただきました。

附帯決議つきの議決をいただいた後、メーカー本社との交渉を行うため、3月25日、地元の販売店である三重三菱販売四日市の担当者と面談をいたしました。本社と面談するための正式な窓口はメーカー本社に確認することであり、その時点の在庫状況につきましては、既に生産が完了しているためキーレスエントリーやリアアンダーミラー、プライバシーガラスがセットになっているオプションがついた車両とついていない車両、それぞれに車体色も白とシルバーの2色であり、トータル27台であるとのことでした。

10ページをお願いいたします。

3月31日には三菱自動車本社地域・社会貢献推進室担当者から電話がございまして、本社の交渉窓口は地域・社会貢献推進室となること、現在も以前からの回答に変更はなく、在庫の車両以外を供給できる可能性はゼロに近いとのことでしたが、四日市の意向を伝えた上で、今後、生産を継続される特定事業者枠への四日市の組み込みについて直接交渉することを目的に面談を申し入れました。本社担当者は、状況は変わらないと思うが面談には応じるというお返事をいただいた次第です。

その後、面談日の調整を行う中で、コロナ禍で直接お会いするという事は断念をせざるを得ない状況でございまして、4月14日にリモートで三菱自動車本社地域・社会貢献室室長との面談を行いました。

面談では、本市の状況や総合計画での位置づけ、配備に至る経過を説明した上で、四日市市への対応についてお伺いしたところでございます。

三菱側からは、乗用タイプの電気自動車は2022年度までに販売開始を計画しているが、軽キャブバン型は、これまでの内容に変わりなく、社内で検討したが、特定事業者に四日市市を加えることはできないとの回答でありました。

また、現時点で既に在庫限りの販売なので、令和4年、令和5年度の車両の供給は無理であろうとのことでありました。

また、同日、在庫状況を確認したところ、オプションや車体色などの仕様が不ぞろいではありますが、23台と、その時点において全センターに配備できる数量を下回る在庫数となっております。

さらに、5月20日にも在庫状況を確認いたしました。残り5台となっているとのことでありました。

これらのことを受けまして今後の考え方でございますが、現時点におきまして、当初に購入を想定しておりました軽キャブバン型の電気自動車を全センターへ配備できる見込みが立たない状況でございまして。このことから、今後、各メーカーの軽キャブバン型電気自動車の生産販売動向を注視しつつ、年度内の導入の見込みが立たなければ、当該車両購入に係る当初予算について減額補正をさせていただく方向で考えております。

資料11ページ、12ページにつきましては、予算常任委員会全体会でご議論いただきました際の資料を添付しております。

冒頭、部長がおわびのお話をさせていただきましたが、予算を計上しました市民生活課長の私からも深くおわびをする次第でございまして。すみませんでした。

○ 平野貴之委員長

ということです。

質問がある方、挙手をお願いします。

○ 荻須智之委員

一旦、この車種がないからということですが、今後もやっぱりEV、電気自動車は配備されていくという方向は変わらないわけでしょうか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

現時点においては、この当初のということですが、今後ということだと、総合計画の推進計画にうたっておりますので、庁内のローリング議論を踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。今回、新たにこの委員会に移らせていただいたので過去の経緯はあまり詳しく分からないんですけども、例えば、12ページの一番下のこのスペックを見ますと、このミニキャブバン、電力量、エンジンはなしでバッテリーが16.0kwhということは、1.5kwの出力の物をつないだら、10時間ちょいでもうなくなってしまいます。その後、停電していたら動きませんね。これぐらいの1.5kwぐらいの発電機って、10万円ぐらいで幾らでも売っているんですけど、その機能を要求するのに、わざわざ高いEVを買って、しかも停電したときに使えなくなるというので、何でこんなことになったのかなと思って。まだ、それに比べると、右端のプラグインハイブリッドは自分で発電しますので、一応動くし充電もしていくということで、こちらのほうが理にかなっているんじゃないかなど。現に、鈴鹿の旭が丘小学校の体育館は、災害拠点になっていまして、プラグインハイブリッドをつなぐと照明がつくという。逆に、プラグインハイブリッド車を電池として使うというのに、もう既に何年も前からなっていますのですが、この辺のお考えがどういう経緯で、災害時を考えると電気自動車なのかなというので、もう一回、ご説明いただけたらと思うんですが、すみません。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。

資料の12ページのほうに全体会でご議論いただいた際に提出をさせていただいた資料を出させていただいたところでございます。

総合計画の中の重点的横断戦略プランというところに環境・防災都市というところを挙げておりまして、これが環境・景観というところで、四角囲みの下のところですが、政策

5としまして温暖化対策とスマートエネルギーの推進、それから、政策7としまして、地域づくり拠点である地区市民センターの強化というところがございます。そういった中で市民文化部として何ができるかという話の中で、軽キャブバンというガソリン車ですが、現在、配備をしております。それに代わる公用車ということを考えるときに、地区市民センターとしての実用性、それから、この総合計画に位置づけております環境、それから、非常時の電源というところで、地区市民センターに導入するとなれば今回の想定車種というところで検討、予算要求をさせていただいたところであります。

それから、委員おっしゃっていただいたプラグインハイブリッドというものも内容等については勉強もさせていただいたんですが、全体会の議論の間でもあったかと思いますが、狭小な道路等もあるという中で、地区市民センターの公用車として入れるにはちょっと大きいというか規格が合わないかなというふうな判断に至ったところがございます。

以上です。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

でしたら、もう100万円ぐらいの軽キャブバンに10万円ぐらいの発電機、買ってください。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 小林博次委員

だから、言わんこっちゃないやないか。抵抗感を感じていたのは、地元にはホンダの子会社が四日市にあるんやわな。だとすると、地元優先って常日頃しゃべっておるのに、自動車になったら、もう廃番になりつつある三菱を使うということやから、三菱の町であることは間違いないけど、若干抵抗感があった。抵抗感があってもしゃべらんけど、ということ。

この中に24地区に配備って書いてあるけど、地区市民センターに、水没する地区市民センターが何か所あるの。そんなところで電気自動車、使えやへんのやで。そうすると、書

いてあることと実態が合っていないわけやろう。だから、そこら辺、この次、提案するときにはやっぱりもうちょっと正確に。地区市民センターに避難するというより、学校とか指定避難所があるわけやな。24か所と違うわけや。そうすると、その辺の書き方、これは変更する必要があるのと違うかなと。

電気自動車のバッテリーを使うということ、さっきも荻須さんが問題提起しておったけど、やっぱり別の手段を考えて対応する。例えば、全部の小中学校に太陽光発電があるわけじゃない。体育館には太陽光発電が乗っていないんや。理屈を言うと、太陽光パネルを乗せる重量に耐えられん。そんな全部乗せよと誰も言っていないのに。それから、小型風力発電。大型は低周波振動で人体被害があるので、これは取付けは無理やと思うけど、小型風力発電は、性能のいいのがある。場所によっては、水の流れる小川に水力発電機を取り付けることも可能。これ、もう既に実用化されているわけやね。四日市市の環境部は非積極的でないという評価があったけど、もう少しその辺り考えると、この表記の仕方、このミニキャブバンで災害時にバッテリーが使えるという考え方は当てはまっていないなと、こういうふうに思うので、この次、提案するときには、その辺りも含めて、やっぱりきちっと提案してもらいたい。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

小林委員のほうからは、全体会議論のときにも、全庁的に災害が発生したときにどう対応するのか、あるいは、脱炭素で行くのに、どういうふうな手順で行くのか、横の連携ができていないというふうなご指摘もいただいたところでございます。そういった観点から、今後については、より慎重な検討を進めていきたいというふうに思っておりますので、何とぞ、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、質問もないようですので、この件はこの程度とさせていただきます。

理事者の入替えもないですね。

議案第4号 工事請負契約の締結について

議案第18号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

では、説明、お願いします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、先ほどの続きでございます。113分の15ページをご覧ください。提出議案、参考資料を再掲させていただいております。

○ 平野貴之委員長

どうぞ。

○ 中野文化振興課長

文化会館舞台照明及び舞台音響設備更新工事の請負契約の締結でございます。

2番にありますように契約金額は9億4824万4000円。そして、5番にありますように契約方法は一般競争入札で、3社の入札がございました。その結果、3番目にありますように、契約相手方は、泗水電機株式会社でございます。4番でございます、契約期間、契約の日から令和4年3月6日までとなつてございまして、更新工事は、本年12月から来年3月の間に、第1ホール、第2ホールの舞台照明設備と舞台音響設備を、それぞれ2か月間程度ずつ交互に行う予定でございます。この間の貸館を停止するため、既に昨年9月発行の文化会館催物のご案内から、毎月、貸館停止のことにつきましては周知に努めておるところでございます。展示棟など工事を行わない部分につきましては、通常どおりの貸館運営を行ってまいります。

資料16ページは、参考図面といたしまして施設の配置図をつけてございます。

説明は以上でございます。

○ 磯村市民生活部参事兼市民課長

市民課の磯村でございます。

私からは、議案第18号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

資料は、続きの17ページをご覧ください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われます。この改正により、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼んでおりますが、これであることが明確化されるとともに、J-LISが個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができるようになり、その徴収事務を、住所地市町村長に委託することができることが新たに規定をされました。実際の事務手続上は、再交付手数料はこれまでどおり徴収させていただきますが、それを市の歳入としてではなく、J-LISからの委託による徴収へ位置づけが変わることから、個人番号再交付手数料に係る条例の規定を削除するものでございます。

施行期日は、法律の一部改正に合わせて、令和3年9月1日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

それでは、説明に対して質問のある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、別段ご意見、質問もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論もないようですので、これより委員会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、反対表明ありませんので、簡易採決とさせていただきます。

議案第4号工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第4号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、続けて、議案第18号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

こちらにも反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第18号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第18号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、地域活動費（館長権限予算）事業について報告を受けたいと思います。それでは、説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。

資料のほうは、18ページをお願いいたします。18ページ、地域活動費（館長権限予算）についてでございます。

館長権限予算につきましては、令和3年度、2250万円の予算をお認めいただいております。例年、この6月定例会議会の委員会におきまして事業内容をご報告させていただいております。

資料1、目的に記載しておりますが、当該予算につきましては、地区市民センター館長の企画した事業に対し予算財源を配分し、地域課題の解決や地域活動の活性化を促進するための事業を実施するものでございます。

なお、この館長権限予算につきましては、令和元年8月定例会議決算常任委員会産業生活分科会におきまして、施策的に手を加えることで発展するかフェードアウトするかの過渡期であり、コンペ方式など新たな取組を積極的に検討するようのご意見をいただきまして、その年の11月定例会議におきまして協議会のお時間をいただき、見直し内容として、年度当初に館長の事業提案に対し外部審査員を入れた上で事業採択する、いわゆるコンペ方式を採ることに加え、配分額につきましても、これまで一律120万円であるものを、増額を含め、審査の上、決定していく考えをお示しさせていただきました上で、令和2年度からコンペ方式により事業採択し、総額予算の範囲内で予算配分をさせていただく見直しを行っております。

2の（1）対象事業といたしましては、地区のまちづくり構想に掲げる取組に資する事業を対象とし、そのほかとしましては、これまで館長権限予算で継続して取り組み、地域課題に効果的に対応できる地域のまちづくり委員会等において合意が得られている令和3

年度で完結する事業を対象としております。

(2) 実施方法でございますが、地区市民センター館長による事業提案を受けまして、外部の有識者を入れて審査を行い事業を採択する、いわゆるコンペ方式を昨年度から取り入れており、審査のポイントとして、人づくりや組織づくりをはじめとした制度目的の整合性や地域課題への実効性、今後において地域の事業として継続する見込みなどを考慮して事業を採択することとしております。

具体的には、(3) 審査の経過等に記載しておりますが、年度当初において提案のあった事業、今回は50事業ございましたが、これらの提案のうち、昨年度審査を行って採択したもののコロナ禍の影響によって延期または中止した20事業を除く30事業につきまして、外部の有識者を入れた4名の審査員によって審査を行った次第でございます。

点数づけにつきましては、評価の程度を4段階で評価しまして、審査員360点満点中6割に満たない216点未満の事業は不採択としておるところでございます。

19ページをお願いいたします。

(4) 審査結果に記載してございますが、審査対象の30事業について審査した結果、最低点が188点、最高点が297点となり、1事業を除きました29事業を採択といたしました。これに昨年度審査しました20事業を加えた49事業の総額が1876万5000円と、予算額2250万円の範囲内となっております。

参考として記載しておりますのは、今回の館長からの提案事業、50事業のうち、①地区のまちづくり構想に資する事業が23事業でございます。②令和3年度で完結する事業が27事業となっております。そのうち、それぞれに、今回、審査対象として、昨年度審査済みの事業数を掲載させていただいております。この50事業のうち、採択事業として、トータル40事業を実施する計画としております。

資料のほう、20ページから23ページにかけては、それぞれの提案の内容でございます。表左から地区市民センター名、事業区分、事業名、事業内容、事業費、審査得点というふうに記載をしております。それぞれの地区市民センターにおける事業内容についての説明は省略をさせていただきますが、令和3年度につきましては、現在、この内容で取組を進めさせていただくというご報告をさせていただくものでございます。

なお、事業実施に当たっては、コロナの関係で感染症防止対策を十分講じて行うとともに、状況に応じまして、中止、延期の措置など見直しを行うこともございますので、ご理解のほど、お願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ただいまの説明に対して質問のある方は挙手をお願いします。

○ 小林博次委員

これ、外部審査員を入れて審査をやるということやと、館長権限予算としての館長の権限で何かやるという趣旨と全く違う。こういうことなら、館長権限予算という枠で物を処理するという考え方はちょっとまずいと思うんやけど、その辺りの考え方、聞かせてくれますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これについては、以前、館長権限予算の事業について検証を行ってきたときに入っていた大学の先生1名に入っていていただいております。その他3名につきましては、部長と政策推進課、それから、広報マーケティング課の課長が入った上の審査でございまして、過去からの経緯というか検証に携わっていただいておりますというところで、現時点においては先生に入っていておるというところでございます。

○ 小林博次委員

いや、それは分かるんやけど、館長権限予算という名前をつけて予算執行するには無理があるのと違うのと。館長の意思で何かやるという。しかし、地区でやっている金の足らるところをカバーしておったという側面もあったわけやから、それはちょっと予算の使い方がまずやろうと、こういうふうに思っていたけど。でも、これ、外部の審査員を入れて、この方向を出すのに大学の先生を1人入れてその方向を出したと言うけど、ずれたって言わへんだ。これが、そのままの館長権限予算の延長でこう処理しているという、どうしてもそんな理解はしにくい、個人的にな。だから、この予算が必要なら、その地区で使っていただくようなそんな枠組みに変更すべきやと思うな。目的がずれているから。

もう一つ言わせてもらおうと、市民運動を市民参加で行政コストを下げるといふ、市民自治基本条例をこの四日市がつくって、200ある市条例の上にある。その下に市民活動の条例もつくったわけやわね。条例に基金制度をつくって、市民や市のほうから金を入れて、

審査をしながら様々な活動をするということが書いてある。あなた方、やってくれやんけど。

この中身を見ていると、館長権限予算でやられる中身は入っておるやろうと思うけど、そうでないこともかなりある。ということになると、大学の先生とかそういう人たちの意見も大事やけど、市民参加でその地区で様々な活動をする、こういう方向にスタンスを変更していってもらうほうがいいんと違うかなと。官は、口出ししたりすると金がかかるので、そうと違って、民できちっと自分たちのところは自分たちでつくる、こういうようなことの手助けをしてもらうほうが条例をつくった精神からも趣旨に合うのと違うかなと思うんやけど。出されているこれに反対するわけじゃない。これはこれで承認、認めるけど、やっぱり方向がちょっとずれてきたから、あるべき姿を追求したらどうと。

○ 平野貴之委員長

これについて何かコメントありますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、この予算が始まって数年経つ中で、当初、モデル地区で始まったものから、一律150万円の配分というところで、ややもすると予算を消化するための事業と評される、そういうふうなお声もいただいていたところでございます。

その中で、予算を120万円にし、それから、今回コンペというふうで、ちょっと形を変えてきております。その中で、地域のお声も聞いた中で、館長権限予算でしていくことは地域の起爆剤になるというお声もあれば、館長権限の事業の後に地域でしていくことについて負担があるというふうなお答えもありまして、小林委員のおっしゃっていた当初の形からずれてきているところというのも私どもも思っておる次第でございますので、ちょっと今後、この辺の地域活動費、館長権限予算の在り方というものについては根本から考え直していかなあかん時期かなというふうに感じておる次第でございますので、今後、ちょっと、もう少し今後どうするのかについては調査研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 小林博次委員

ちょっと中身で聞かせてください。中部地区市民センター、一番後ろのページの楠の手前に書いてあるんやけど、ここで、地元の自治会と連携して、ここにゆうどうくんの東海道ののぼりを設置すると書いてある。だから、ここにゆうどうくんは、市が一生懸命やっておるだけで、我々の地区にあるのは大入道なの。歴史も伝統もない町と違って、歴史も伝統もあって、祭り用具が疎開先で焼失して、東海道の三大祭りがいまだに復元できていない。しかし、今まで持っている祭り用具そのものの維持管理も大変なこと。だけど、ここに書いてあるのが、ここにゆうどうって書いてあるから、そんなのは四日市全体でやればいいことで、地区の問題とは違うはずなので、若干気になる。

問題は、一体、地区というけど、誰が相談したの、あれも全然知らんよと。歴史とか伝統を捨てて新しいものに飛びつくという考え方はないので、今ある今まで継承してきた歴史、継承してきた祭り用具、これをいかに次の世代にバトンタッチするか、そのことのために何かするというなら分かるけど、そんな、あなた、この予算と違って別の予算でおやりになったらいいと思うよね。ちょっとよく分からんけど。ということがあるから質問しただけ。

○ 平野貴之委員長

中部地区から出てきているこの提案について。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

市民生活課地域調整監、堤でございます。

委員のほうからは、中部地区市民センター館長のほうから提案いただいた東海道パワーアップということで、東海道の存在感アップにより、地区住民だけでなく、他地区、他都市からの訪問客へのおもてなしの心を醸成、魅力発信としていくということで、これはこの事業は3年目を迎えておりまして、ここにゆうどうくんの東海道のぼり、ここは東海道、ここは四日市というものを購入して、地域の人と東海道のほうへ設置する事業を行っております。そのデザインが、ここにゆうどうくんを採用しておりますが、また、委員からお話しいただきましたご意見も基に、今後どういう魅力発信ができるのかということ館長と一緒に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 小林博次委員

参考のために言っておくけど、例えば四日市港にダイヤモンドプリンセス、あるいは、ほかの客船が入ったときでも、市や県は言うだけで何もしなかった。だけど、地域にあるボランティア組織がお客さんと接触して、できれば四日市にこんなところありますよという情報発信して対応した成果もあったということは分かるんやけど、その延長線で、だけど、土産物一つ買うところがないしトイレもないやないかと。臨港橋が観光名所やにと言っても、行ったってトイレもないよと、こんなことじゃ困るなという。いまだに答えは出してもらっていないんやけど、やっぱりそういう一つのことから発展して、様々なお客さんのもてなし、これにやっぱり応えるという姿勢を。これはあなたのところの仕事と違う、商工農水部の仕事やけど、やっぱり部局間連携をしながら意見を聞いて発展させるという取組をせんと、それはそれ、これはこれでやっていくと、力を分散してちょっとまずいと思っているんやわ。だから、別にこにゆうどうくんを否定するわけではない。だけど、それは全市的に取り組むべき課題で地域課題とは違うと思っているので、ということ意見をとして申し上げておきます。

○ 平野貴之委員長

意見でした。

○ 荻須智之委員

先ほど一緒くたに話してしまった中で、こっちのほうの前々からあって効果もあったんですが、どうしても地域・地区別構想、マスタープランを出した後、そういう活動がなかなか活発に継続できずに下火になっていくと、なかなか使い道がない。ところが、うちの地区なんかですと、ずっと朝明川の講演会をやっていて、ウッドチップパーとか125万円とか、草刈り機のハンマーナイフ26万円とか、しょうがないから、うち、会社で買って出しているんですよ。だから、そんなのを請求すればええんですけど、そこら辺が館長さんによってはお気づきになって見えなかったりとか、二、三年で替わられるものですから、そこをつなぐコーディネーターみたいなものか、もしくは、こういうことやったらどうかというアイデアをやっぱりいただきたいなど。もう作文される方は70代、80代の方なので、アピールするような文章を書けていないと思うんですね。ですので、取り残し——救い残しといたしますか——がようけあって、地域では、それを知らずに、こういう補助をもらわずに苦しい思いでやっているのがあるというのをお知りおきいただきたいんです。

それをもうくみ上げるには、やっぱりコンサルについていただいたときのイメージが強
いので、何かそういうコーディネーターに働いていただけたらなと思うんです。その方た
ちに、ある程度の予算を割いても、新たに掘り出してくれることがあると地域住民にとっ
てはすごく歓迎されることになると思いますので、ご検討いただきたいなと思いました。

今回のこういうのは、粛々と進めていっていただきたいので承認したいと思いますが、
よろしくをお願いします。

○ 平野貴之委員長

答弁は求めますか。

○ 萩須智之委員

あればお願いします。

○ 平野貴之委員長

答弁があれば。

ありますか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

ちょっと研究はさせてください。その地域の、どういうふうなものをすくい上げていく
かとか目をつけて拾い上げていくかというのを、コンサルでというのは、それはそれ
でいいものが出てくるか分かりませんが、ちょっと、今、そういう方向でというふうな返
答はしかねます。従来どおり、私の今の思いとしては、委員のご提案も踏まえつつ、地区
市民センターの館長の提案力の差というのは正直ありまして、発想が豊かなセンターの館
長なんかについては、あれもしたいこれもしたいという話が正直ございます。ややもすれ
ば、何したらええんかな、来たばかりで分からへんしというのもあります。そういったこ
とで、他地区の事例の情報共有もしつつ、地域の声もお聞きしつつ、よりいいものを事業
化していきたいというのをベースに、委員からご提案のあったご意見等も踏まえて、今後、
検討させていただきたいというふうに思っております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。確かに、うちの地区もDVDで踊りをつくったんです。そのときの館長さんは、過去そういうのにこの部局で携われたということで、非常にスムーズに、そういうアイデアをなかなか持ち得る住民もいなかったんですが、うまくいきました。こういうのはやっぱり館長さんによるところが大きいんですけども、そういうのに慣れた方ばかりみえるわけじゃないものですから、何かそういうお手伝いの支援をということで述べました。また、検討してください。

以上です。

○ 谷口周司委員

ちょっと簡潔に確認させていただきたいんですけど、館長権限予算として上がっていない地区がありますよね。これは、もう館長が上げるものが何もなかったという判断なのか、地域として活動をあまりやっていないのか、これ、上がってきていない理由ってありますか。

あと、どの地区が上がっていないか。何地区上がってなくて、どういったことで上げていないのかとか、もし分かっていたら教えていただきたいんですか。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

市民生活課地域調整監、堤でございます。

上がっていない地区につきましては、現在、内部、保々の2地区がございます。この2地区につきましては、いろいろ地域と調整した結果、今現在、新たにというか事業として上げるものはないということでございますので、何か特別な事情があって上げないんだということではないと聞き及んではおります。

以上でございます。

○ 谷口周司委員

一つ考えられるのが、保々に至っては、まだまちづくり構想を多分出されていないですよ。そうすると、まちづくり構想をまだ出せていない地区については、なかなかこの事業に参画できないというか、そもそもスタートラインとして上がれないということも考えると、既にまちづくり構想を出している地区と出していない地区とでちょっと差が出てしまうんじゃないかというところと、そもそもまちづくり構想、これ、都市整備部の都市計

画課のほうで、その範囲内ということではいろいろつくり上げていくと思うんですけど、これが今回、この館長権限予算で、ある程度使っていけるよというのは、これも正直、後出しというか、そもそもなかったことが始まっているので、そういったところも考えていくと、もう少し館長さんに丁寧な説明をしていただいて、極力、まちづくり構想に関係ないところでも地域課題があって、その地域活動としての使えることももちろん今までどおりの範囲もあるとか、まちづくり構想を出していないから手を挙げるができないとかそういうわけじゃないと思いますので、ぜひそういったところもしっかりと説明していただきながら、地域としては何かしらやっぱりもう少しお金があれば活動できるのになとか、こういったところをもっとしたいけれどもどうやってしたらいいのかなとかそういった課題は持っていると思いますので、ぜひこういったところに館長権限予算というのをもっとしっかり使っていただきながら活動を進めていただきたいと思いますので、館長権限予算を使われていない、上げていないということに対してはちょっと違和感を感じましたので、ぜひ館長さんのほうに、もっと課題洗い出しからちょっと積極的に進めていただくようお願いをしておきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、この報告は以上とさせていただきます。

理事者の入替えがありますが、お昼ですので、こちらで休憩を取りたいと思います。

じゃ、再開は、午後1時10分をお願いします。

12 : 11 休憩

13 : 10 再開

○ 平野貴之委員長

午前中の補正予算、コミュニティ活動費についてなんですけれども、こちら、反対意見、なかったのが全体会へ送るかどうかをちょっと諮らなかつたんですけれども、こちら、念のために改めてお伺いしますけれども、こちらの議案、補正予算、全体会に送らなくてもよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

どうもありがとうございます。

13 : 10 休憩

15 : 21 再開

○ 平野貴之委員長

では、次、所管事務調査に移ります。

産業生活常任委員会所管事務調査として、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について報告を受けたいと思いますので、説明をお願いします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課長、中野でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況につきましてご報告を申し上げます。

資料は、先ほどの続きでございます。113分の105ページからお願いいたします。

四日市市美術展覧会運営委員会につきましては、平成26年度まで産業生活常任委員会委員長に委員として参画いただいておりますが、市議会での各種委員会等への参画の見直しに伴いまして、平成27年度からご参画いただかないことになりましたので、このように所管事務調査において報告を行うものでございます。

例年、市美術展覧会運営委員会は年に2回行ってございまして、美術展の作品募集を始める前の5月と、美術展終了後の11月頃に開催しており、それぞれ直近の定例月議会で所管事務調査をお願いしております。

本年は、106ページをご覧ください、106ページの4にございますように第48回となる美術展を10月2日から開催の予定といたしまして、その日程や会場の案、作品の募集要項の案などについて運営委員会で協議をいただきました。特に若い世代の出品の促進を図りたいということでご意見が多くございまして、県が開催しております公募展、三重県展にならって、特に洋画の作品規定を変更し、これまでの100号サイズ、これを上限としていたところを50号とするなど、新たな試みを行うこととなりました。

また、開催に当たりましては、昨年の開催でも十分に注意を払って行ったわけなんです、感染症の感染拡大防止対策を徹底して行いまして、出品する方にも観覧いただく方にも安心してご参加いただけるように準備を進めてまいりたいと考えております。

5番目の項目には審査員を掲載してございますけれども、美術展覧会、六つの部門がございまして、それぞれ5人ずつ選任をしております。

この方々の選任は、市のほうでしてございまして、今回は全部で30人の審査員の方のうち、9名の方が初めて今年審査員となっていただく方というふうになってございます。

参考の資料といたしまして、108ページ、109ページは、運営委員会の設置要綱でございます。110ページは、審査の要綱でございまして、111ページからは、今回、第48回の作品の募集要項を掲載しております。

ご説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ただいまの説明に対して、質問、意見ある方は挙手をお願いします。

○ 荻須智之委員

こういう美術展というのは、どういう基準で入選とかそういうのを選ばれるのかなというの、書道なんかは非常に極めるのが大変でということ専門家からも聞いていまして、えてしてそのヒエラルキーに入っている方がほとんど入選しているということが以前目立ってましたが、もうそういうのはやめてというのを岐阜なんか新しいやり方に変えてきていると思うんですが、そういうことであればと思って、107ページの書道部門の審査員の方を見ると、書道連盟、津の方、それから、名古屋の書道会、三重大教授は分かりませんが、中部日本書道会、桑名市。

これ、無鑑査って何ですかね。無鑑査だけ教えてください。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

無鑑査といいますのは、この美術展覧会、四日市市の美術展会におきまして、例えば市長賞ですとか市議会議長賞ですとか上位賞を複数回受賞された方は、もう一定のレベルに達しておられるということで審査の対象外となってまいります。その方を無鑑査と呼んでおります。

この審査員の選任の条件につきましては、110ページに審査の要綱を載せておりますけれども、ここの第4条に六つの条件を載せておりますのと、さらに、その第4条第2項には、市外、県外の在住の方等を委嘱することであるとか、同一の会派の方が半数を占めないようにすることとかも挙げてございまして、これらによって審査員を委嘱している状況でございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。それでも業界はつながっていますので、分からへんとは思いますが、それを疑っているわけでも何でもありません。

ただ、一般の声として、あまりにもこのヒエラルキーの中の人ばかりの発表会みたいになっているという声を何年も前から聞いていましたもので、そういうのは市美展の本来の目的なのかなというのをちょっと疑問に思っていたんです。これ、何が目的なんですか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

この市の美術展の開催の目的は、市民の方たちの創作意欲を高めまして美術に対する理解を深めていただいて、四日市全体の文化水準の向上に寄与してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

それで、どういう観点でこの優劣がつけられるのでしょうか。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

審査の中でどのように優劣をつけていくのかということは、その審査員の先生方、その場でご判断をいただいております。あらかじめ先生方には審査を始める前に、どのような審査の進め方をするか。数多くある作品の中で、例えば一通り見た上で入選のレベルにはあるなというものを一回集めようかというふうになさったり、その中で賞にふさわしいものを投票していくとかというのは、各部門ごとに審査員の先生方にご判断をいただいているところです。

先ほど委員のおっしゃったようなヒエラルキーですとか何らかの偏りが見られるんじゃないかというようなことについては、確か平成23年度の決算議会において附帯決議を頂戴いたしまして、そのようなやっぱり疑われる部分があるので運営の見直しを早く行うようにと、そういう附帯決議を頂戴いたしまして、平成24年度は美術展覧会を開催せずに見直しに終始した、そんな経緯がございます。その中で、審査員の委嘱、これを市のほうでやっぺいこうと、こういった要綱もしっかり定めて、それに合う方々を市として委嘱していくことで偏りをなくしていこうと、偏りと思われることをなくしていこうというふうに取り組んでおります。

委員おっしゃるような書道の部門に限らず、どの部門も、恐らくどこかで皆さんお知り合いということはあるのかもしれませんが、ですけれども、より広い範囲から審査員を選ぶ、そして、その任期をきっちりと終えていただくことで、結果的に長い年月の中で、いろいろな様々な作風、グループの方々が受賞される機会が得られるような、そんなふうに取り組んでいくことで、広く市民の方々の美術に対する理解とか創作意欲を高めるとかという目的に合致していくんじゃないかなというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 萩須智之委員

このいろいろなグループに取っていただきたいというところに、ちょっと恣意的なところを感じてしまうんですが、それはそれとして、いっそのこと名前を隠して、要は、納豆のブラインドテストみたいなものなんですけど、ブランド名なし、その作者名なしにして、鑑査とか。それと、よそでもやっていますけど、ファミリー音楽コンクールも同じです、

市民審査員とかというのを入れてとかということはお考えにならないのか、この2点だけ、最後、伺っておきます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。

審査につきましては、先ほどの審査要綱をもう一度ご覧くださいませ。第7条でございます。

審査会では、作者の名前は伏せてございます。作品をご覧ください、それでご審査いただくこととしておりまして、その方のお名前ですとか、年齢ですとか、所属グループなどのことは審査員には伝えないということで審査をさせていただいております。

そして、市民審査員のようなということをおっしゃっていただきましたけれども、第8条でございますように来場者が選ぶ作品賞というのを設けておりまして、これは、もう審査員の審査が終わった後ではございますけれども、ご観覧いただく皆様によりしっかりご覧いただき、この作品がすばらしいなど、ご観覧いただく方の感性でもご投票いただく、参加いただくという目的で始めたものでございますけれども、そういった取組もさせていただいているところでございます。これからも、このように取り組んでまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○ 萩須智之委員

ありがとうございました。

名前を伏せてということをやっているんでしたらもう何も申し上げることもありませんし、来場者が選ぶ、投票されているんでしたら、それを結果に反映するということも考えていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ほかに意見、質問のある方。

○ 小林博次委員

関連で。これ、荻須さんが言っておったけど、まだそんな偏見があるの。この前、改革したときに、自分の弟子ばかりが入選しておったから、これはちょっとまずいやないのと。市美展が自分の弟子で、この先生が日展系やと。日展そのものが全部そういうことになっておるんやわね。気に入らんという人たちが刻字展系のグループをつくって、実際には答えを出しているわけやね。だから、どこかへ偏ったらまずいなということで改革をして、改革ができているというふうに理解をしておったんやけど。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。

小林委員おっしゃるように、私どもは、改革は終わったと、ちゃんとできたと思っております。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

最後に、私が伺ったのは最近です。そういうことがあったみたいですので、書道をたしなまれる方からのご意見でしたもので取り上げさせていただきただけです。

ただ、課長おっしゃられたように、もうその作品の作者を伏せてあつてとか公平にという努力もちゃんとなされているということであれば、より公平にということ。それと、市民の感覚、感性での審査というのも入れていただけると、もっといいかなと。

というのは、これは日展ではありませんしね。それは、毎日や日展や東海伝統工芸展へ出した人はそっちへ行ってもらったらいいわけで、これは市がやることではないのかなと思って発言させていただきました。ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、なければ、この所管事務調査を終了させていただきます。

これで市民文化部に関する議題は全て終了したんですけれども、議題の15番で発議第4号核兵器の禁止条約の実効性を高めるためにという意見書の提出がございまして、こちら、発議者の方から説明したいという希望をいただいております。これを今からちょっとその議題を差し込みさせていただいて……。

理事者の方は、もう帰られますか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

じゃ、どうぞ。

では、発議者の方の入室をお願いしたいと思いますので、今からは議題の15番ということでご用意ください。

よろしく申し上げます。

では、次に、意見書の提出について審査を行ってまいりたいと思います。

発議第4号 核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について

○ 平野貴之委員長

発議第4号核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たすことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、発議者の方に提案説明を行っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、山口議員。

○ 山口智也委員外議員

今日は、大変お忙しいところ、お時間をいただきまして本当にありがとうございます。意見書の趣旨につきましては、先日、本会議でご説明をしたとおりでありますけれども、改めて簡潔にお伝えをさせていただきたいと思います。

核兵器禁止条約は、初めて核兵器を禁止した国際法規範でございまして、これをいかに

実効性を高めていくかが重要であろうかと思っております。

現実問題としまして、核保有国、または核依存国——我が国も含まれますけれども——これとそうでない国との間で分断がある状況で、この分断を防いでいく、そして、核兵器によらない安全保障を議論する場を創出すること、これが大事かと思っております。

これまでの経緯で皆様ご承知のように、NPT、核兵器不拡散条約の下で日本が立ち上げました賢人会議、これでもこのことを議論してきておりますけれども、次なるステップとしまして、まずは核兵器禁止条約の締約国会合、これがまず1回目が来年の1月ですかね、ウィーンで開かれますけれども、そこへのオブザーバー参加をしまして、議論に積極的に関与をする意思を明確に示していくべきというふうに考えております。

いずれにしましても、現実を見据えて、まずは橋渡し役として対話の環境をつくっていくことが、目下、最も重要であると考えております。

本会議場でも最後に申し上げましたけれども、ほぼ同趣旨の意見書が今年の10月に広島市議会でも全会一致で可決をされているということが大変重く受け止めておりまして、ぜひご考慮に入れていただきたいと思っております。本日は、よろしくご審議をいただきご賛同を賜りますように、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して質問のある方は挙手をお願いします。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、別段ご質疑もないようですので、これで質疑は終結いたします。

それでは、発議第4号核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たすことを求める意見の提出について、討論、意見の表明等はございますでしょうか。

○ 荻須智之委員

意見ですか。

○ 平野貴之委員長

意見の表明。

○ 萩須智之委員

意見なんです。ご主張は本当にごもつともですし核は廃絶されるべきとは思うんですけども、この戦後、アメリカの核の傘の中で生きてきた日本に対して、ますますその核の脅威が近隣の2か国から迫ってきている状況の中で、やはり、それをもう否定してしまうと日米安保自体が崩れるという点で難しい面があるのではないかなと私は個人的には考えます。恐らく、30世紀ぐらいになってもこの問題解決しないと思いますので、世界が一つの政府にならない限り無理だなどと言われていきますので、本当に長くかかるプロセスだとは思いますが、今、現状ではちょっと難しいなという意見だけ出させていただきます。反対ということですね。

○ 平野貴之委員長

反対の意見ですね。

ほかに意見、討論ある方。

○ 中村久雄委員

私も反対の立場なんですけれども、それは、おっしゃるように核兵器、日本は唯一被爆国ですし、非常によく分かって、こういう条例に批准することを求められている意味も分かるんですけど、今の現状では、やっぱりアメリカに頼らざるを得ないところもあるのかなど。今の状況では、まだ時期尚早という気がします。というので、今、この意見書を提出することについては、よしとしません。

以上です。

○ 平野貴之委員長

反対の立場で討論ということ。

ほかに討論、意見、ございますか。

○ 森 智子委員

私は、この意見書に対しての賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

この核兵器禁止条約というのは、ご存じのとおり原爆の被害者の方の思いの詰まった大事な条約であると考えております。この意見書にもあるように、この分断を防ぐために核抑止によらない安全保障を議論する場を用意し、橋渡し役を唯一の戦争被爆国である日本が担う責務がありますというふうにあるように、今の日本が置かれている状況においては、今すぐ署名、批准をすることができないそういう立場にありますけれども、この意見書にあるように締約国会合にオブザーバー参加をすること、また、原爆を実際落とされた広島や長崎でこの締約国会合を開催するという、そういう形でしっかりこの署名、批准できる環境をつくっていくということが必要であると考えておりますので、この意見書には賛成をさせていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに討論、意見、ございますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ採決に移りたいと思います。

反対の意見、討論がございましたので、挙手による採決でまいりたいと思います。

それでは、発議第4号核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

それでは、賛成多数となりましたので、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、発議第4号 核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割

を果たすことを求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

それでは、意見書発議者の方は退室をお願いします。

○ 山口智也委員外議員

ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

それでは、次は、商工農水部の審査に入りたいと思いますので、この時計で15時50分まで休憩を取りたいと思います。よろしくをお願いします。

15 : 42 休憩

15 : 50 再開

○ 平野貴之委員長

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 石田商工農水部長

部長の石田でございます。よろしくをお願いします。

今回、補正予算として農業センターのほう、今、再整備を進めていますけれども、これから建築工事にかかっていきますので、その工事の費用について予算を上程させていただきます。

それから、その後で協議会のほうで、じばさんの財団のほうで解散していきます。今後の考え方についてスケジュール等をお示しさせていただいてご協議いただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第3目 農業振興費

第2条 債務負担行為の補正

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第2条債務負担行為の補正を議題といたします。

説明、お願いします。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

農水振興課の杉本でございます。

議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、農水振興課所管分についてご説明申し上げます。

タブレットのほうですが、ホームの中の今日の会議、6月21日の産業生活常任委員会、分科会の中の003商工農水部（追加資料）の11分の4ページをお願いいたします。農業センター再整備事業費についてでございます。

農業センターにつきましては、もうかる農業、強い農業、新しい農業、生活の中にある農業の拠点とすることをコンセプトとする基本構想に基づき、現在再整備を進めております。そうした中、このたび、再整備に係る基本設計及び建築工事設計が固まってきたことから、今回は施設整備工事を実施するために必要となる経費を計上させていただくものですが、この説明を行うに当たり、今、ご覧いただいている内容も含めてですが、もう少し詳しい内容で、この資料とは別に資料を作らせていただきましたので、ここからはそちら

のほうで説明のほうをさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、タブレットのほう、2ページ進めていただきまして、11分の6ページをお願いいたします。

まず、上段です。1、農業センターの沿革のところですが、こちらは、農業センターの変遷をまとめさせていただいたものです。

農業センターにつきましては、農業研究指導所ということで、昭和32年に園芸作物の産地育成の拠点として、その業務を開始しました。その後、バイオテクノロジー技術を活用した種苗生産や園芸教室の開催などの業務を行うようになりまして、平成9年度には、その名称を現在の農業センターへ改称。また、平成16年度からはセンター内の露地畑やビニールハウスの一部を使い、新規就農希望者のための技術研修の場としての利用も始めました。こうした変遷を経て農業センターの運営を行ってまいりましたが、近年、生産される農産物の品目が多岐にわたり、その栽培技術も高度化してきた中、農業者への高度な技術指導が困難になりつつあったことから、機能や運営方法の見直しを行うべく、平成30年度に基本構想を策定したところでございます。

続いて、同じく6ページの下段ですけれども、3、再整備事業の内容のところでは、

このたびの工事内容といたしましては、北ゾーンに本館を、また、南ゾーンにおいては既設建築物の解体及び農業ふれあい館を建築するということになっております。

また、次のページ、11分の7ページとなりますが、事業費といたしましては、令和3年度に1億8268万円、令和4年度に2億7402万円の計4億5670万円となっております。

続いて、7ページの中段、4、新たな取組内容についてでございます。

取組内容につきましては、農業者向けと市民向けに分けて記載をしておりますが、まず、農業者向けの取組といたしましては、センター内に気象センサーを設置し農業者の栽培管理に活用していくほか、6次産業化への取組として、加工品を試作できる農産物加工室を整備していきます。

それと、新たな栽培方法や制御機能を有した施設を導入しまして、新規就農者などが、それを見たり体験できる施設としても整備をしていきます。

一方、市民向けの取組といたしましては、マルシェ風即売会を開催し生産者と消費者の交流の場を設けていくほか、食育の推進拠点といたしまして、見学や就農体験に加え、収穫物の試食や加工体験を行うなど、市民に開かれた施設となるよう取り組んでいくこととしております。

続いて、次ページ、11分の8ページをお願いします。

5、補正予算額及び、6、債務負担行為についてですが、補正予算額といたしましては1億8268万円でございます。また、工事のほうは令和3年度から令和4年度にかけてとなりますので、限度額2億7402万円の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

それと、資料の最後となりますが、各施設の位置と、その各施設での取組内容を記載しましたレイアウトイメージをつけさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

じゃ、説明は以上です。

ただいまの説明に対して質問のあります方は挙手をお願いします。

○ 荻須智之委員

7ページ、新たな取組内容の中に、6次産業化というのは、ちょっと農業とか、あるいは、流通の間ではもう一段落してきたんですけども、あまりにも全国で失敗例が多くて、やっぱり餅は餅屋と。それはオランダなんかでバター、チーズを作っているというのはとんでもない工場ですから、そんなところと競争して勝てるわけがないということで、もう峠は越えているように思うんですが、そういうことを実際実習していただくとかというのも前から思っているんですけど、市内に結構成功していらっしゃる農家は、畜産でも、普通的水稻栽培等でもみえるんです。そういうところへ就農予定者の方に行っていただいて、そこに補助を出すというほうが、私は、どっちかという、実際に商売を始めるというか営農されるのに手っ取り早いようにも思うんですけど、JAにも補助を出してもらってもいいと思うんですが。それをここで全部面倒を見られるというのはかなり大変だろうなと思いますし、1年を通じていろんな作物をとると限界もあろうかなと思っていました。それに対して、6次産業化についての取組の今後の見通しと、実際就労するのに支援をしてということで、ここは拠点として残ってもらっていいと思うんですが。

それと、三つ目が、例えば問題点とすると、市内では転作の大豆の単収が、もう100kgあるかないか。これ、世界標準で240kgで、日本中でも180kgないし240kgぐらい取るんですわ、200kgぐらい取るということですが、もうあまりにも少ない。2年に1回の転作がずっと続いてきたがために、3年1作やと大分回復するんですけど、地中の窒素を全部取

ってしまうものですから、大豆は。そういうことについてこれといった指導がなされない上に、この辺の農家は肥料を入れないものですから、もうそれで行き詰まってしまっている。結局、転作奨励金に頼ってということで悪循環になっていますので、そういうことに対して何かを研究していただくとか、最低限これだけの肥料は入れるべきとかという示唆、指示をいただけるといいかなとも思うんですが、研究員の方もいらっしゃると思うので、そういうことをやっていただけたらいいなど、三つ目、これは要望なんですけど、この辺についてお答えいただければと思います。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

農水振興課、杉本でございます。

まず、6次産業化についてですけれども、委員のほうからご意見いただきました既に取り組んでいる農業者さんもいらっしゃいますので、これから農業を目指す方を含めて、そういった方々にそういった現場のほうに入っていただくのも一つのやり方と思っております。

ただ、農業センターにおきましても、今回、新しくする中で農産物の加工室を設けていきますので、そういったところで使いたい方もいらっしゃると思いますので、そういった方々に使っていただけるような施設として、周知、広報していきたいなというふうには思っております。

あと、大豆の関係ですけれども、確かに単収がちょっと少なくなっているとかいう話も聞こえてきたりはしておりますが、県の普及センターとかの職員とも、もう連携しながらという形にはなろうかと思いますが、なかなか農業センターの職員も、ちょっとスキルとか知識がなかなか維持できないような状態になりつつありますけど、そういった連携の中で農業者さんのほうへ働きかけをしていくような工夫は今後も検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。就労農家への派遣という点が、ちょっともうちょっと詳しく何か施策があるようでしたらとか、そういう補助制度というのは、なければならないということで結構なんですけど。

それと、例えば三重大大学ですと、大豆ですと梅崎先生って大豆研究日本一という方もみえて、産学連携ということをして三重大大学はよくやっているんですが、官学連携もあってもいいんじゃないかなということ、結構手頃な金額で研究を請負っていただけますので、それも一つ考えていただけたらなと思います。確か50万円ぐらいからいろいろメニューがあったかと思いますが、その点、お願いします。

就労を実際に入ってもらって支援するというプログラムってあるんですかね、今。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

農水振興課、杉本でございます。

新規就農の方、希望されている方、相談があった場合にあっては農水振興課等で話も聞かせていただいて、今後、こういった農業センターで取っかかりの部分についてしていただくというようなこともしていきたいなというふうに思いますが、そういった相談があった中で、県の普及センターとかJAとかとも連携しながら受入れをしていただける農業者さんを見つけてそこにつないでいくというような働きかけを行っております。

○ 萩須智之委員

続けてどうぞ。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

官学研究の部分ですけれども、ちょうど具体的に何かしらこういった成果が出ているとかはなかなかちょっと少ないところはあるんですが、そういった部分も、いただいたご意見を踏まえつつ、ちょっと調査研究もしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 萩須智之委員

終わりです。ありがとうございます。

県のセンターとも協力して、実際に、その農業者を紹介していらっしゃるということで安心しましたので、もうそれが一番手っ取り早いと思います。

それと、産学連携も調査していただいて、ぜひ三重大大学も立派な先生方が多いので、生かしていただければなど。これは、もうあくまでも大豆なんかは例で、ほかに最近進んで

いる稲のホールクroppサイレージなんか、もう進みそうで今ちょっと止まっていますので、そこら辺も市内の農家の方で取り組めればと思います。もう米の需要がこれだけ減ってしまうと、減っておる農地でも、米が余ってきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 小林博次委員

三つぐらい引っかかっている。

一つは、今の、これは言うたらあかん。

二つ目、6次産業化。これは、今まで取り組んで、何件もないんやけど、なおかつ取り組むと言っておるから、本当にもうかっておるのかどうなのか、データがあればください。まず説明して。取り組む以上、当然、今までやったのが成功している、広げていくということにつながっていると思うんやけど、資料をください。

○ 平野貴之委員長

資料請求。

○ 小林博次委員

実際に6次産業化に取り組む人たちって、そんな小規模の農家では無理やと思っているんやけど、取組自体が無理やと思う。誰かが駅前で演説しておったけど、6次産業化、もうかる農業。こんな簡単に行ったら誰も苦勞しない、とっくにやっている。だから、ここに書いてある以上、どうやってしたらもうかるのか、どうやってしたら強い農業になるのか、そのところをきちっと説明せんと、幾ら書いてあっても、何もやらんことが農政やと言うておったのに、今まで。ここから先をやってくれるのか。

例えば、川島の耕地整理をやったけど、整理は終わったけど、いまだに完成せんわ、農地は空いたままやわ、虫食い状態やね。だから、一個一個きちっとけじめつけて進んでいかんと、幾ら立派な絵を描いたって、能書き言ったって、実態が伴わないと意味がないと思うんやけど。それよりは、今、取り組まんとあかんのが、農薬漬けの農業から、世界で通用するGAP認証をして農業体質改善することが大きな課題やと思うんやわな、全体がもうかって生き残っていくためには。だから、その辺が全然取り組まれていない。全然取り組んでおらんことはないやろうけど。

それから、農業後継者がおらんから、もうどんどん田んぼや畑が荒かしてきておるわけやね。だから、今、取り組まなあかん課題がずっとあるのに、その辺との整合はどうやって図っているのか、意味が分からん。ここに書いてあるとおりにやったら立派でええんやに。そんな簡単に行けば苦労せんやろうなと。だから、こう書いてある以上、6次産業化をやると、成功するともうかる。失敗するとどうなるのか。借金に追われて、どこかへ逃げ出す。きちっと説明せなあかんやん。

○ 平野貴之委員長

この資料請求は審査に影響しますか。

○ 小林博次委員

せん。

○ 平野貴之委員長

分かりました。

ということで、資料請求を含めていかがですか、答弁。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

杉本でございます。

6次産業化への取組についてですが、私どものほうで、そういった取組を支援、助成する制度としてアグリビジネス支援事業費補助金というのがございますが、そういった中で補助メニューに手を挙げてきていただいた方々の情報等は持っておりますので、ただ、その方々が、その中でどれほどもうけにつながったかという情報までになるとちょっと持ち得ていないんですが、そういったどのような使い方をしたかというような資料を提出させていただくということでもよろしかったでしょうか。

○ 小林博次委員

もうかったかどうかというのは主観やから、必要経費と売上げで、どれだけ利益が上がったか、そんな資料をいただければ判断できる。だから、もうかる農業と言う以上、これだけもうかったというそういうことがないと、これだけやればもうかるというそんなこと

がないと、これ、書いたらあかんよ。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

農水振興課、杉本でございます。

そういった私どものほうで持ち得ている資料の中で確認できるところで、そういった資料を作成させていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

○ 小林博次委員

例えば、6次産業化はええけど、県営の川島の耕地整理、後が全然ないが、その後どうするのというのは、やっぱり県、市連携して何か対応するというのをやらんと、補助金を出したと言うけど、税金なんやで。だから、おろそかに取組をしたらあかんと思うので、考えていなければ考えてくれるとか、何か対応してよ。

○ 石田商工農水部長

川島の圃場整備については、確か県営事業でやって、営農については県のほうと一緒に相談させていただいたときがあります。ただ、現状、まとまった産地として形成されておられませんので、今、川島に限ったことではないです、各地区で今後の農業の方針を決めるという事業をやっております。川島地区も、もちろんやっていこうと思いますので、その中で、例えば畑作でこんなことをやっていくとかいった方向については、関係機関と調整して地元のほうにも提案させていただきたいというふうに考えています。

○ 平野貴之委員長

小林委員、よろしいですか。

では、森委員。

○ 森 智子委員

ちょっと教えていただきたいと思うんですけども、農業センターを再整備するという

ところで先ほどからお話があったんですけれども、相談事業という、新規営農者の方が研修をする、そうなって、新規に営農したいとなったときに、やっぱりいろいろ相談事がたくさん出てくるかと思うんですけれども、そういうところまで農業センターのほうで相談に乗っていただけたところまでできるのかどうかというその機能的なところというのをちよっと教えていただきたいと思います。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

農水振興課、杉本でございます。

これまでも、そういった園芸関係の相談とかについては農業センターのほうで受けさせてもらったり、ちょっと今、圃場がなくなっていますけれども、必要に応じて圃場を見てもらったりとか、そういった取組はしておりましたし、今後もそういった相談があればお受けをさせていただくというところが可能かとは思いますが、ただ、相当高度になってきてしまうと、ちょっと今後はなかなか職員の関係もあってどの程度できるかというところはありますが、そういった相談があれば対応していくというふうには考えております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

例えば、営農されていない畑とか農地のマッチングを考える、そういう機能を持たせるとかというそういう役割を果たすというところはいかがですか。

○ 杉本農水振興課参事兼課長

荒廃農地のマッチング等々にあっては、農業センターも全く関係ないわけじゃないですけれども、本庁の農水振興課とか、あと、農業委員会事務局とか、そういった関係機関と調整を取りながらというような形で進めさせていただくことになるのかなというふうに思います。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

○ 萩須智之委員

今のにちょっと関連してなんですけど、いろんなセミナー形式でやっていらっしゃる中で、一般の家庭菜園とかそういうのですぐ駄目になったという方も多いんですが、プロとしてやっていくとして受ける方の割合ってどれぐらいなんですかね、ざっくりでいいんですけど。

○ 宮本農業センター所長

ご質問の内容としましては、こちらのほうに営農相談というところということでお答えさせていただきます。

今現在のところでは、家庭菜園の質問等が多いです。その中で農業者からの質問ということでは、以前やっておりましたビギナー研修の卒業生からの質問等があります。そちらは、二、三年前に研修修了された方につきましては、アフターフォローという意味で巡回等もさせていただいておるところでございます。

○ 萩須智之委員

そうしますと、もうほとんどみえないという感じなんですか。

○ 宮本農業センター所長

そうですね、市民対応のほうが多いという形になっております。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。それはそれで効果があるんですわ。喜ばれていて、近隣の市町からも来ていらっしゃる方もみえるとか伺いますので。

ですが、やはり本当に営農、就農される方で、ずっと続けられる、イコール、小林委員の言われるもうかる農業というのはなかなか難しいなという感じを受けるんですけれども、その辺について、今後どうやって増やしていくかという施策とかお考えはありますか。

○ 石田商工農水部長

農業者の方が利益を上げられて次の再投資につながっていくようにしていかないといけないので、一つは、さっきもちょっとありましたGAPとかの考え方を取り入れていただ

いて、自らが経営の内容のコストがかかっているところというようなところを認識していただく。

それから、あとは効率化というようなところには行っていただきたいんですけども、今、荻須委員おっしゃったように、今後、お米の需要が減ってきていますので、どういったものを作って、どうやって売っていくかというのが、それはこれが一番大事になると思います。このところは、どういう作物を作るかというのは、農業センターは研修の場として今後生かしていこうと思いますので、どういった研修をするか、どんな技術を広めていくかというのは、県と農協さんと事前に調整した上で計画をつくりながら対応していきたいというふうに、そして、農業者の利益が上がるように指導していきたいというふうに考えています。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

最後に、そのJAとの関係というのはどんな感じなんですか。今、部長がちょっと言及されたもので伺います。

○ 石田商工農水部長

JAさんとは、今、この農地の集積とか、あるいは、作物づくりということで、先ほど、私、申し上げましたけど、地域でプランづくりというのを今進めています。そんな中で、農協さん、各支店がありますので、地元のほうの状況もよく分かっているんで、その中で一緒に協働していく。

それから、もう一つは、先ほどの新規就農者のアフターフォローの中で、県と市は連携しながら現場に行ったりというようなこともやっていますので、全てというわけじゃないですけど、情報共有ができるところから、今、連携しているというような状況です。

○ 平野貴之委員長

荻須委員、いいですか。

ほか、ございませんか。

○ 小林博次委員

少し中身で、先ほど部長のほうから、センターで、どういったものを作り、どうやって売ることかという発言があったけど、ここで作って、ここで売ること考えているの。

○ 石田商工農水部長

いえ、ここで売ることはないです。作るということは、例えば新しい作物を作って、なかなかその技術がないというようなものがあるんなら、それを広めていこうというふうなあらかじめ計画みたいのをつくって、栽培展示というのはしていくということにはなりません。

それから、販売のほうに関してはやっぱり需要が必要ですので、これは農協さんとかそこから辺と十分情報交換をしながら、どういった方面が必要なのかというところは検討していきたいと思っています。

○ 小林博次委員

葬儀屋と金貸しやろう。それでもうかればいいわ。

旧のセンターのときに、新顔野菜を作って販売をしたほうがもうかりますよと、こういう問題提起をして、努力せんのやったら、もう、職員を7人も8人も無駄やからやめたらどうということをやったわけね。その後、建て替えて、今、こういう提案がされているんやけど、やっぱり新顔野菜を作ると、新物食が多いので意外と高値で買ってくれるということがあって、一つ面白いのかなというふうに思って提案したけど、その後、全然検証されていないのかどうか返事がないんやけど、どうなっているのかということ。分かる、それだけちょっと聞かせてもらおうかな。

○ 平野貴之委員長

宮本所長でいいですか。答えられますか。

○ 宮本農業センター所長

今現在、新規作物の栽培ということで青パパイヤの栽培のほうをさせていただいております。こちらのほうは機能性に優れているということで、この作物のほうを市内の農家の方に進めていっていききたいというふうには考えておるところです。

○ 小林博次委員

パパイヤは聞いているんやけど。パパイヤは、もう既に民間でやっているの、やっぱり官でやっていくということであれば、そうでない新しいものを導入したらどうかという話をさせてもらっているの。

○ 宮本農業センター所長

その青パパイヤですけれども、民間の方といますか、その作っていただいております方は何人かいます。けど、まだ栽培方法といますかマニュアルのほうが確立していないところもありますので、四日市に合った作り方を、今現在、模索しているというところで、こちらのほうで試験栽培をしているという形でございます。

○ 小林博次委員

テストだからって、けど、あなた方と関係なしにやっておるところがあるわけで、だから、全く新しいものに取り組んだらどうかということ。

けど、そういう答弁を聞くと、新しいものに耳を貸すという気持ちがなさそうやな。

○ 宮本農業センター所長

今現在のところは、青パパイヤをちょっとさせていただいております。また、そういう形で新しく注目して、四日市に合う新しい作物があるということでありましたら、そちらのほう、また試験栽培とかもできるようにやっていきたいと考えます。

○ 小林博次委員

新しいものをやると、失敗したり成功したりいろいろあるんやけど、やっぱりこういう公的な施設は、そういうことをきちっとやれるそういう条件を持っていると思っているので、そういう期待をしている。

この前に、繭の黄金の繭を作るとか言って、何か成功したから、その次に医薬品を作る繭を作るのかと思ったら、全然、金になるほうはそっぽを向いて何もやっていないんやろう。だから、それでは意味がないので。今は、蚕の繭から医薬品を作っているというのは最も金になる一つの方法なんやわね。そういうものを四日市の試験場で、ここ農業センターでやって農家に伝えていくということがあれば、また金になるようなそんなつながり方

にもなるということをおもうので、もう少し世間を見渡して。

それから、地産地消を考えておるかも分らんけど、地産地消だけでなくて地産世消、世界に発信するというのも可能なので、だから、きちっと農業者を指導してほしいと。

今の農協は、もう限界で無理だから、官でやるここがきちっと取り組んでいけば、成功できる可能性がある。そのためには、既存の人たちと手を組むということもあるけど、例えば種屋さんと手を組んだり、様々なツールが、今、あると思うんやね。荻須さんのほうから三重大と組んだらどうと。別に大学もほかにもたくさんあるので、だから、取り組むべき課題もたくさんあるし、もう少し目に触れてええなと思う書き方と違って、もうちょっと内容を深化させて、できれば報告してもらおうとありがたい。

要望、終わり。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、質疑は終了いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、簡易採決でお諮りいたします。

議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第2条債務負担行為の補正について、可決すべきものとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

異議なしと認め可決すべきものと決しました。

それでは、こちらは全体会に送らなくてもよろしいですか。

(異議なし)

[以上の経過により、議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第2条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

16:21 休憩

16:39 再開

○ 平野貴之委員長

それでは、途中、ちらっと言ったんですが、この2年間の共通調査テーマについて連絡させていただきましたが、任期中を通じての調査テーマについて提案がありましたら発言をお願いします。

初めに病院のことが、荻須委員からありましたので、これは、ちょっと載せさせていたどうかなど思っていますが、いいですか。

○ 荻須智之委員

はい。

○ 平野貴之委員長

これは病院の何ですか、もう一度ちょっと詳しく教えてもらっていいですか、荻須委員。

○ 荻須智之委員

コロナ禍が例なんですけど、こういう事態に直面した場合に、指揮権が病院側にならないと。物品購入とか、いろんな場所を依頼するとか人員的にも。

○ 平野貴之委員長

この権利というのは、どこですか。県かどこかですか。

○ 萩須智之委員

県です、主に。県からの支給を待っていると。

基本的な答えは、6月までは今の状態ならありますよと。増えたらどうなるんですかと。

○ 平野貴之委員長

それを、この権利が、規制があるんですかね。その中で、どういうふうに準備していいのかと。

○ 萩須智之委員

危機管理監が、じゃ、注文するのと言ったら、いや、私じゃないですと。

保健所に、三浜文化会館を貸し切って、桑名市みたいにドライブスルーをやったらと言ったら、我々にそんな権限ないと。

○ 平野貴之委員長

分からんまま放っておいてもいけませんので、じゃ、これ、ちょっと調査しましょうかということですね。

分かりました。あとは盛り上がりましょう、今度。

その次、多文化共生についても、この調査の対象にしますよと言いましたので、多文化共生、今日のいろいろお話にもありましたけど、教育であったり、あと、企業関係にも派生していくことですので、結構いろんな角度からこの多文化共生というのを議論していいのかなど思っていますが、どうですか、いいですか。

あと、もう一つぐらい産業系の何かテーマも持っておくとどうかなと思うんですが、何か思い当たるのはありますか。

○ 萩須智之委員

5 G。

○ 平野貴之委員長

5 G。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

そうすると、商工系になるのかな。

なるほど、分かりました。

どうですか。あと、商店街系とかどうですか、さっきのじばさんの話もありましたけど。

じゃ、軽く説明、お願いします。

○ 萩須智之委員

例えば、この中央通りに5 Gを飛ばすと、自動運転のレベル5の実験が早くなるんですわ。

僕は、前々から実験はよそで人にしてもらって、できたやつを買えとは言っているんですが、それが、5 Gは結構設備費がかかるので、お金のある市町でないとなかなかできない。だけど、さっきから聞いていると、4 GのWi-Fiすら全然市内にないんですよ。この中心市街地のもともとCTYの機材を借りているだけで、市はお金出していないの。だから、ここの市はお金の使い方が分かっていない。100億円も余らかしておいてね。

○ 平野貴之委員長

インフラってなると、ちょっとここの委員会の所管と違うので、企業関係の何かないですか。

○ 萩須智之委員

ただ、建物ではないよね。

企業誘致、こっちにつながるという。

○ 平野貴之委員長

企業誘致のための5Gか。じゃ、企業誘致、新規産業。

あと、副委員長が北勢市場の調査をしたいということなんですね。

どうぞ、副委員長。

○ 後藤純子副委員長

昨年度、北勢卸売市場の調査研究をされていて結果が出ているので、それも踏まえた上で、昨年、卸売市場法も改正されておりますので、5年後、10年後ではなくて、20年、30年後を見据えた北勢卸売市場の在り方というのを検討していただければなと思います。お願いします。

○ 平野貴之委員長

どうですか。いいですか。

ということなので、その辺を全部産業関係でまとめて、この2年間で、こうやっていきたいなというので。

○ 小林博次委員

2年分やな。

農業問題も一口加えて。

○ 平野貴之委員長

なるほど、分かりました。じゃ、その中に、産業系に。

○ 小林博次委員

大きな課題、テーマになるので。

○ 平野貴之委員長

産業系に農業系もということですね、分かりました。

ということで、この産業系、あと、病院、多文化共生の三本柱で、じゃ、この2年間調

査していきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

○ 小林博次委員

中身は、正副委員長に任せるわ。

○ 平野貴之委員長

どうも。

ということで、じゃ、次、事項書18番、休会中の所管事務調査について、まず、日程をお諮りしたいと思います。

7月26日、月曜日、午後1時半からなんですが、こちらいかがですか。都合悪い方はいますか。

じゃ、こちら、7月26日、月曜日、午後1時半でいいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、こちら、テーマは、朝、次の所管事務調査でやりますって言ったんですが、病院のことをやらせてもらうということでいいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、そのようにさせていただきたいと思ひます。

そして、次、19番、6月定例月議会の議会報告会について、こちら、7月6日に総合会館8階視聴覚室であります。こちら、委員長と議長、副議長が出るということでよろしかったですかね。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ということで行ってきます。

8月定例会議会の議会報告会ですが、こちらは11月1日、月曜日にあります。場所は保々ということですので、こちら、予定しておいてください。

その他ですが、その他は一つちょっとご相談があります。

前回、ナイター競輪について、この委員会では8月にいつも視察を行っているんですが、これをやるかどうかは、そのときに決めずにいました。やるとすると、もう日にちを決めておかなければならないんですが、やるかどうか、いかがですか。コロナの状況が今の時点では、8月、まだ見通せないところもあるんですが。

○ 谷口周司委員

決めておいて、そのときの状況によればいいと思う。今の段階ではやる方向にしておいたらいかがでしょうか。

○ 平野貴之委員長

そうですね。それでよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、日程の案なんですが、8月の18日、19日、20日、水曜日、木曜日、金曜日のうち、いかがでしょうか。

夜です、午後5時半から。

○ 谷口周司委員

8月20日は議案聴取会があるので、その後でということですよ、20日やと。

○ 平野貴之委員長

そうですね、間に合いますよね。

その後、何かほかの会議って入っていないですよ、20日は。

○ 丹羽議会事務局主事

広報広聴委員会があります。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

ここは外しておきますか。

じゃ、19日辺りにしておきますか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員

何時からでしたか。

○ 平野貴之委員長

午後5時半から8時半まで。遅れて来るというのも、ありかもしれないですけど。

○ 萩須智之委員

行けますに。

○ 平野貴之委員長

行けますか。じゃ、広報広聴委員会の方が行けますと言うんでしたら、じゃ、8月20日の金曜日でよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、8月20日の金曜日、午後5時半で予定をお願いします。もし中止となったら、また追って連絡しますので。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

もしかすると、コロナでちょっと見るけど食事はなしとかそんなのになるかもしれないですけど、また、それは、その都度の状況でということになると思います。

以上ですね。

最後に、今回の委員長、分科会長報告の記載については正副に一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

それでは、全ての事項が終了しましたので、産業生活常任委員会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

16 : 50 閉議